



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

精神保健福祉制度の手引き

— 第12版 —

精神保健 福祉制度の 手引き 第12版

川崎市

目 次

障害等級別該当事業一覧表	4
はじめに	5
1 相談窓口	6
(1) 区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	6
(2) 障害者相談支援センター	6
(3) 総合リハビリテーション推進センター	7
(4) 地域リハビリテーションセンター（地域支援室）	8
コラム 「川崎市複合福祉センター（ふくふく）について」	8
(5) こころの相談所	9
(6) 発達相談支援センター	9
(7) ひきこもり地域支援センター	9
(8) こころの電話相談	9
(9) 精神科救急医療情報窓口	10
(10) 川崎いのちの電話	10
(11) 心の健康相談事業（あやめ会）	10
(12) 女性のための依存症電話相談	11
コラム 「特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会」	11
コラム 「川崎兄弟姉妹の会」	11
2 医療費の助成について	12
(1) 自立支援医療（精神通院医療）	12
(2) 高額療養費	14
(3) 重度障害者医療費助成制度	15
(4) ひとり親家庭等医療費助成制度	15
(5) 後期高齢者医療制度による医療給付	16
(6) 入院中の食事療養費	17
(7) 精神障害者入院医療援護金支給制度	18
(8) 国民健康保険料の軽減	19
(9) 国民健康保険料の減免	19
(10) 確定申告による医療費控除	20
3 精神障害者保健福祉手帳	21
4 障害者総合支援法による福祉サービス利用について	23
5 住まいのこと	25
(1) 宿泊型自立訓練	25
(2) 共同生活援助（グループホーム）	26
(3) 居住支援制度	26
(4) 公営住宅（市営・県営）公募時の優遇	27
(5) 公営住宅（市営・県営）使用料減免制度	28
(6) 公営住宅（市営・県営）駐車場使用料の減免	29
(7) すまいの相談窓口	29
6 生活のことで支援が欲しい	30
(1) 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）	30

(2) 移動支援事業	31
(3) 短期入所（ショートステイ）	31
7 日中活動や訓練の場	33
(1) 精神科デイケア	33
(2) 区役所地域みまもり支援センターデイケア	33
(3) 地域活動支援センターA型	34
(4) 地域活動支援センターB・C・D型	35
コラム「さいわいメンタルヘルスチャンネルの紹介（幸区精神保健福祉連絡会）」	36
(5) 発達障害地域活動支援センター	37
(6) 高次脳機能障害地域活動支援センター	37
コラム「高次脳機能障害支援機関の紹介」	37
コラム「高次脳機能障害者の家族会の紹介①」	38
コラム「高次脳機能障害者の家族会の紹介②」	38
コラム「高次脳機能障害者の家族会の紹介③」	38
(7) 依存症地域活動支援センター	39
コラム「ギャンブル等地域活動支援センターの紹介」	39
コラム「アルコール依存症の当事者団体・家族会の紹介」	40
(8) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	41
8 働きたい	42
(1) 就労援助センター	42
(2) 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	42
コラム「障害者雇用・就労支援に関する川崎市の取組」	43
(3) 公共職業安定所（ハローワーク）	43
(4) 障害者合同面接会	44
(5) 神奈川障害者職業センター	44
9 暮らしに関する制度	45
(1) 川崎市ふれあいフリーパス交付（市営バス・民営バス）	45
(2) 川崎市福祉タクシー利用券交付	46
(3) タクシー料金の割引	47
(4) 福祉バス	47
(5) 航空運賃の割引	48
(6) 鉄道運賃の割引	48
(7) 携帯電話利用料金割引サービス	48
(8) NTT 電話番号案内（104）無料サービス「ふれあい案内」	49
(9) 家庭系ごみのふれあい収集	50
(10) NHK 放送受信料の減免	51
(11) 文化施設等の割引	51
(12) 駐車禁止除外指定車の標章の交付	52
(13) 水道料金・下水道使用料の減免	53
10 日常生活自立支援事業・成年後見制度・法テラス	54
(1) 日常生活自立支援事業	54
(2) 成年後見制度	55
(3) 法テラス（日本司法支援センター）	57
11 災害に備えて	58
(1) 災害時要援護者避難支援制度	58

コラム 「風水害に備えましょう」	59
12 年金や手当	61
(1) 障害基礎年金	61
(2) 特別障害給付金	62
(3) 障害厚生年金	63
(4) 国民年金保険料免除制度	64
(5) 川崎市在宅重度重複障害者等手当	66
(6) 神奈川県在宅重度障害者等手当	68
(7) 特別児童扶養手当	69
(8) 障害児福祉手当	70
(9) 特別障害者手当	71
(10) 福祉手当（経過措置）	72
(11) 児童扶養手当	72
13 税金の控除や減免	74
(1) 所得税の障害者控除	74
(2) 住民税（市民税・県民税）の障害者控除	75
(3) 相続税の障害者控除	76
(4) 軽自動車税（種別割）の減免	77
(5) 自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）の減免	79
14 貯金の優遇や貸付など	81
(1) 少額預金等利子非課税制度	81
(2) ニュー福祉定期貯金	81
(3) 生活福祉資金（福祉資金）	82
15 資料	84
(1) 区役所相談窓口	84
(2) 障害者相談支援センター	86
(3) 児童相談所	89
(4) 救護施設（生活保護法に基づく保護施設）	89
(5) 当事者団体・家族会等の主な精神保健関連団体	89

障害等級別該当事業一覧表

※ この一覧はあくまでも目安です。所得等により、各制度の利用や適用が変わる場合がありますので、詳しくは各ページおよび各窓口でご確認ください。△は一部該当。

		精神障害者保健福祉手帳等級			所得等による 負担の有無	所得制限 の有無	ページ
		1 級	2 級	3 級			
医療	自立支援医療（精神通院医療）	○	○	○	有	有	12
	重度障害者医療助成制度	△			無	無	15
	ひとり親家庭等医療費助成制度	△	△		無	有	15
	後期高齢者医療制度による医療給付	○	○		有	無	16
	精神障害者入院医療看護金支給制度	○	○	○	無	有	18
在宅サービス 住居	障害者総合支援法による福祉サービス利用	△	△	△	一部有	無	23
	居住支援制度	○	○	○	無	無	26
	公営住宅公募時の優遇・使用料減免	○	○	△	有	有	27
	日常生活自立支援事業	△	△	△	有	無	54
交通	ふれあいフリーパス交付	○	○	○	無	無	45
	重度障害者タクシー利用券交付	○			無	無	46
	タクシー料金の割引	△	△	△	無	無	47
	駐車禁止除外指定車の標章の交付	△			無	無	52
公共料金等	携帯電話利用料金割引サービス	△	△	△	無	無	48
	NTT 電話番号案内（104）無料サービス「ふれあい案内」	○	○	○	無	無	49
	家庭系ごみのふれあい収集	△	△	△	一部有	無	50
	NHK 放送受信料の減免	△	△	△	無	無	51
	文化施設等の割引	△	△	△	無	無	51
	水道料金・下水道使用料の減免	○	△		無	無	53
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△	無	無	61
	特別障害給付金	△	△	△	無	有	62
	障害厚生年金	△	△	△	無	無	63
	国民年金保険料免除制度	△	△	△	無	有	64
	在宅重度重複手当	△	△	△	無	有	66
	特別児童扶養手当	△	△	△	無	有	69
	障害児福祉手当	△	△	△	無	有	70
	特別障害者手当	△	△	△	無	有	71
	児童扶養手当	△	△		無	有	72
税金	所得税の障害者控除	○	○	○	無	一部有	74
	住民税の障害者控除	○	○	○	無	一部有	75
	相続税の障害者控除	○	○	○	無	無	76
	軽自動車税（種別割）の減免	△			無	無	77
	自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）の減免	○			無	無	79
その他	少額預金等利子非課税制度	○	○	○	無	無	81
	ニュー福祉定期貯金	△	△	△	無	無	81
	生活福祉資金（福祉資金）	○	○	○	無	有	82

はじめに



統合失調症などの精神障害のある方や高次脳機能障害、発達障害のある方、またそのご家族がサービスを選ぶよう、できるだけわかりやすく情報を提供することを目的に、手引きを作成しました。ご活用いただけると幸いです。

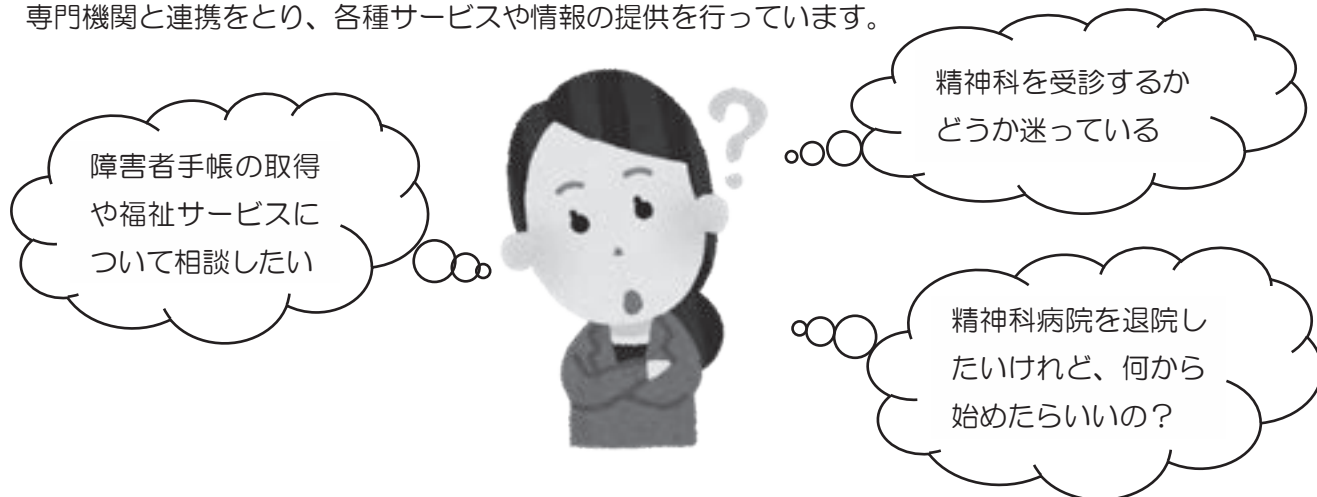
○ 病気の相談をしたい。	相談窓口	P6～11
● 家族のアルコール問題が心配	相談窓口	P6～11
○ 家族会に参加したい。	相談窓口	P11
● 医療費が高いので心配	医療費の助成について	P12～18
○ 自立支援医療の申請方法を知りたい。	医療費の助成について	P12
● 私は精神障害者手帳をとれる？	精神障害者保健福祉手帳	P21
○ ひとり暮らしをしたい。	住まいのこと	P25～29
● アパートの保証人がいません。	住まいのこと	P26
○ ホームヘルプサービスを受けたい。	生活のことで支援が欲しい	P30
● ショートステイをしたい。	生活のことで支援が欲しい	P31
○ どこかに通いたい。	日中活動や訓練の場	P33～41
● 働きたい。	働きたい	P42～44
○ 精神障害者保健福祉手帳はメリットがあるの？	暮らしに関する制度	P45～53
● 親亡き後が心配	日常生活自立支援事業・ 成年後見制度・法テラス	P54～57
○ 災害時の備えをしたい。	災害に備えて	P58～60
● 障害者年金を受けたい。	年金や手当	P61～64
○ 手当はどんなものがありますか。	年金や手当	P66～73
● 税金は安くなる？	税金の控除や免除	P74～80
○ 貯金の優遇は？	貯金の優遇や貸付など	P81

1 相談窓口

(1) 区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係

各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係の連絡先 【 P84 】

こころの病気や障害について、電話や面接等でケースワーカーや保健師が相談を受け、必要に応じて専門機関と連携を取り、各種サービスや情報の提供を行っています。



(2) 障害者相談支援センター

各障害者相談支援センターの連絡先 【 P86 】

障害者相談支援センターは、川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口です。障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やそのご家族などの相談をお受けし、支援を行っています。

お住まいの地区を担当する地域相談支援センターにご相談ください。

(区内の他の地域相談支援センターに相談することもできます。)



問合せ先

名称	電話番号
健康福祉局地域包括ケア推進室	044-200-3945
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) 総合リハビリテーション推進センター

こころの健康の保持増進、精神保健福祉に関する活動を中心的に推進する機関として、調査研究、普及啓発、教育研修、地域支援、組織支援、電話相談等を行っています。

また、地域みまもり支援センター等への技術指導援助を行うほか、精神障害者保健福祉手帳交付事務、精神科に入院している方に適切な医療が提供されているかどうかの審査等も行っています。

郵便番号	住所		
210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）2 階		
名称	内容	電話	受付時間
総務・判定課	精神障害者保健福祉手帳に関すること 精神医療審査会に関すること	044-200-3195	月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 8:30～12:00 13:00～17:00
企画・連携推進課	精神保健福祉に関する調査研究、普及啓発、 教育研修、地域支援、組織支援等の企画調整 に関すること	044-200-3197	月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 8:30～12:00 13:00～17:00
こころの健康課	依存症相談拠点として、アルコール等依存 症に関する相談、ご家族向けの各種セミナー （アルコール、薬物、ギャンブル）、思春期精 神保健電話相談 ※来所相談は予約制です。こころの相談所（川 崎区東田町 8 川崎区役所 4 階）にて実施して います	044-201-3242	月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 8:30～12:00 13:00～17:00



(4) 地域リハビリテーションセンター（地域支援室）

何らかの理由によって生活に支障が生じている方、専門職の支援を必要としている方が、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けていくために精神保健福祉に関する普及啓発及び様々な関係機関に対する専門的・技術的な支援などを行っています。

医療相談、特定相談、思春期精神保健相談、発達障害者相談などの相談をお受けするとともに、不登校、ご家族向けの各種セミナーなどを企画しています。

名称	郵便番号	住所	電話	受付時間
南部 地域支援室	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）2 階	044-200-0834	月～金曜日 ※祝日・年末年始 除く 8:30～12:00 13:00～17:00
中部 地域支援室	211-0035	中原区井田 3-16-1	044-750-0686	
北部 地域支援室	215-0011	麻生区百合丘 2-8-2	044-281-6621	

コラム 「川崎市複合福祉センター（ふくふく）について」

川崎市複合福祉センター「ふくふく」は、「高齢者や障害者の在宅生活支援の推進」を基本目標とし、川崎区日進町の川崎市福祉センター跡地に整備された、本市と社会福祉法人三篠会による官民複合施設です。精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編した「総合リハビリテーション推進センター」の他、南部リハビリテーションセンター、ひきこもり地域支援センター、発達相談支援センター、川崎南部就労援助センター等の施設が運営されています。

主な施設機能について

6～8 階				川崎ラシクル（特別養護老人ホーム）	
4～5 階				川崎ラシクル（障害者支援施設） ※ 宿泊型自立訓練【 P25 】 ※ 短期入所【 P31 】	
3 階		発達相談支援センター【 P9 】 ひきこもり地域支援センター【 P9 】 川崎南部就労援助センター【 P42 】		南部リハビリテーションセンター （南部日中活動センター）	障害者支援施設 （日中活動エリア）
2 階		防災備蓄 倉庫	総合研修センター	総合リハビリテーション推進センター【 P7 】 南部リハビリテーションセンター南部地域支援室【 P8 】 南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室	
1 階	地域 交流 広場	地域交流 スペース	カワサキウェルフェア Kawasaki Welfare Technology Lab	事業所内 保育所	看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※各施設の詳細については、各ページをご覧ください。

(5) こころの相談所

精神科の診療所として、原則、関係機関から御紹介されたご本人、ご家族を対象に診療・相談に応じ
ています。事前に関係機関の方からご相談下さい。

郵便番号	住所	電話番号
210-0005	川崎区東田町 8 川崎区役所 4 階（パレール三井ビル）	044-201-3241
相談受付時間		診療時間
月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 8:30～12:00・13:00～17:00		月曜日 13:00～16:00 水曜日 9:00～12:00・13:00～16:00

(6) 発達相談支援センター

発達障害者児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、本人およびその家族等からの相談対
応や、関係機関の支援、ネットワーク構築、研修事業、普及啓発活動等を行っています。

郵便番号	住所	電話	受付時間
210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合 福祉センター（ふくふく）3 階	044-246-0939	月～金曜日 ※祝日・年末年始除く 9:00～17:00

※多摩区・麻生区にお住いの15歳以上の方のご相談は、【P37】発達障害地域活動支援センターゆり
の木（麻生区に設置）にてお受けします。

(7) ひきこもり地域支援センター

川崎市内のひきこもっているご本人やそのご家族などからご相談を受けます。

一次相談窓口として広くひきこもり状態の相談を受け、当センターでの継続相談あるいは、ご相談の
内容によりましては、適切な専門機関へ切れ目なくつないでいきます。

郵便番号	住所	電話番号
210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）3 階	044-223-6826
受付時間		
月～水・金・土曜日 ※年末年始を除く 10:00～19:00		

※ ひきこもり地域支援センターでは、事前予約制で相談に応じています。まずは、お電話でご相談
ください。

(8) こころの電話相談

こころの悩みや精神保健福祉一般に関して、電話での相談を受け付けています。匿名での相談も可能
です。

電話番号	受付時間
044-246-6742	毎日 9:00～21:00 年末年始（12/29～1/3）は 9:00～17:00

(9) 精神科救急医療情報窓口

I どんな制度

平日夜間や土日等に、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等で、緊急に医療機関での受診が必要と思われる方に対して、必要に応じて当番医療機関等を紹介する制度です。

※ 状況によっては、紹介に至らない場合があります。

※ 医療機関が診察をしている時間帯（平日昼間）は、直接医療機関にご相談ください。

※ 既に精神科等に通院中の方は、なるべく主治医と連絡を取り、主治医の指示を受けてください。

II 手続き方法

電話にて症状・経過等をお話してください。速やかに受診が必要と判断される場合、窓口担当が当番医療機関と調整を行った後、受け入れ先の医療機関を紹介します。

※ 遠隔地の病院になることがあります。

※ 病院までの交通手段は、自家用車やタクシー等各自でお願いします。

※ ベッド数に限りがあるため、その日のうちに紹介を受けられないことがあります。

III 問合せ先

電話番号	受付時間
045-261-7070	平日：17:00～翌 8:30 土日祝日および年末年始：8:30～翌 8:30

(10) 川崎いのちの電話

定められた養成課程を修了し、相談員としての認定を受けたボランティアが、電話を通して悩みを聴き、生きるためのこころを支えます。

電話番号	受付時間
044-733-4343	365 日 24 時間

(11) 心の健康相談事業（あやめ会）

特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会の会員が家族の立場に立って諸問題に関する相談に応じており、精神障害者とその家族等が利用できます。

電話番号・FAX 番号	受付時間
044-813-4555	月・金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00

(12) 女性のための依存症電話相談

アルコールや薬物等、やめたくてもやめられなくて困っている、依存症に悩んでいる女性の方を対象に電話での相談を受け付けています。家族や友人の依存症かもしれない行動に困っている方からのご相談も受け付けています。

電話番号	受付時間
044-201-3242	毎週火曜日 13:00～17:00

※該当する日が祝日・年末年始に当たる場合は休みになります。

コラム 「特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会」

川崎市では各区に精神障害をお持ちの方の家族会があり、同じ体験をした家族同士が集まり、交流や学習会などを概ね月1回のペースで行っています。各区の家族会の連合会が特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会です。詳しくは、特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会にお問合せください（電話：044-813-4555）。

＜各区の家族会＞

地区	単会名	連絡窓口	電話番号	定例会開催日
川崎区	さんか会	川崎区役所 ※	044-201-3213	第3火曜日
幸区	さちの会	幸区役所 ※	044-556-6695	第2木曜日
中原区	こすぎ会	中原区役所 ※	044-744-3297	奇数月第3火曜日 偶数月第3日曜日
高津区	すいよう会	高津区役所 ※	044-861-3309	第3金曜日
宮前区	もくよう会	宮前区役所 ※	044-856-3262	第2木曜日
多摩区	泰山木の会	多摩区役所 ※	044-935-3324	第2、第4土曜日
麻生区	麻生やまゆりの会	麻生区役所 ※	044-956-5259	第2土曜日

※ 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係

コラム 「川崎兄弟姉妹の会」

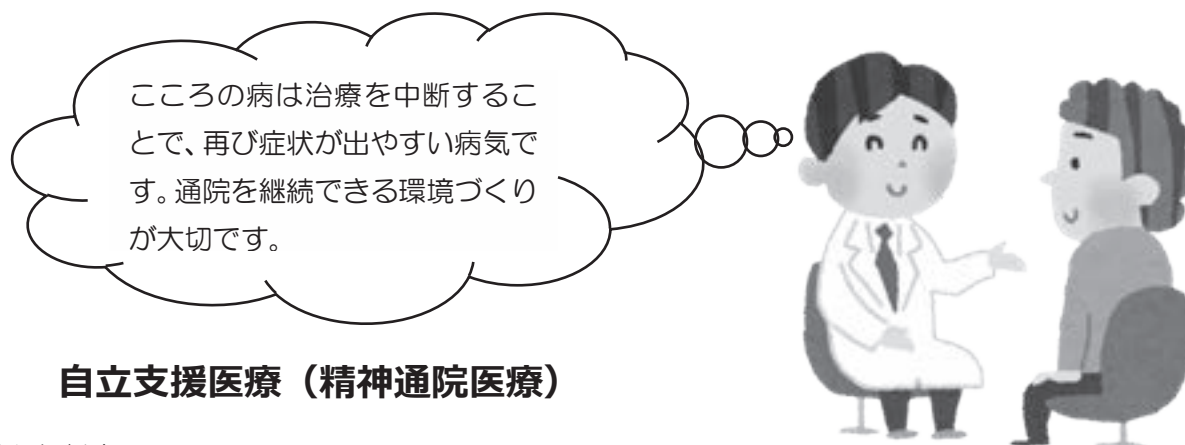
川崎兄弟姉妹の会は、精神疾患をかかえる人のきょうだいのためのセルフヘルプ（自助）グループです。きょうだいで気兼ねなく語り合うことで、これまで背負ってきた心の傷をいやし、自身も幸せになるために歩んでいこうという会です。毎月第1土曜日 13:30 から 17:00 に、川崎市平和館などの公共施設にて例会を行っています。

詳しくは、ブログ（<http://kawasakikyohdai.blog107.fc2.com>）をご覧ください。問い合わせ先に御連絡ください。

※ 川崎兄弟姉妹の会の連絡先 【 P89 】

2 医療費の助成について

主治医から通院の継続や入院を勧められた場合、「費用はどのくらいかかるのか」など心配かと思えます。治療の状況に応じて、以下のような経済的な負担を軽減できる制度を活用しながら必要な医療サービスを受け、病状の安定を図りましょう。



(1) 自立支援医療（精神通院医療）

I どんな制度

精神疾患の治療のために継続的に通院する場合の医療費の負担を軽減する制度です。自己負担額は原則 1 割で、世帯の所得状況や障害・疾病の内容によって 1 か月当たりの負担上限額が設けられています。診察等の医療行為のほか、薬代、訪問看護、精神科デイケアも対象です。指定医療機関の一覧は、下記の川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017062.html>

II 対象

精神疾患のため、継続的に通院医療を必要とする方で、所得の条件に該当する方

III 申請に必要なもの

（精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、必要なものを窓口でご確認ください。）

- ① 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（申請用紙は申請窓口にあります。）
- ② 自立支援医療（精神通院医療）用診断書（主治医に記載してもらいます。）
- ③ 「世帯」全員の市民税額を証明する書類（生活保護受給中の方は被保護証明書）
 - ※ 「世帯」の範囲は、同一の医療保険に加入している方です。
 - ※ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている場合は「世帯」全員の市民税額を証明する書類を、健康保険組合などの国民健康保険以外に加入されている場合は被保険者の市民税額を証明する書類をご用意ください。
 - ※ 基準日時点（申請日が 1 月～6 月の場合は前年の 1 月 1 日、7 月～12 月の場合は当年の 1 月 1 日）で川崎市に住民票がある方、またはマイナンバーを記入された方については、「世帯状況届および同意書」を提出していただくことにより省略できる場合があります。
- ④ 本人の健康保険の情報がわかる書類の写し（健康保険証、資格取得証明書等）。生活保護受給中の方で健康保険に加入されていない方は不要。
 - 【カード式等で同一保険の被保険者証等が複数ある場合】
 - ・国民健康保険に加入の方……………世帯全員分の写し
 - ・健康保険組合などの国民健康保険以外に加入の方……………本人分の写し
 - ・後期高齢者医療制度に加入の方で、同居の家族が同一保険に加入……………本人分と家族分の写し
- ⑤ 世帯全員が市民税非課税の場合は、対象者の公的年金等の金額がわかるもの

Ⅳ 申請窓口

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係

Ⅴ 申請から決定までの流れ

申請から判定を経て決定するまで 1～2 か月程度かかります。受給が決定した方には「自立支援医療受給者証」が郵送されます。利用できる医療機関は、ご自分の受給者証に記載されている医療機関ですので、受診時に受給者証を提示してください。有効期間は 1 年間です。

Ⅵ 更新および変更の手続き

有効期間満了の 3 か月前から更新申請をすることができます。更新の際、原則 2 年に 1 回診断書の添付が必要ですが、治療方針に変更がある場合は毎回必要です。住所、氏名、健康保険、通院医療機関が変わった場合は、申請窓口で変更の手続きをしてください。

なお、自己負担上限額が変わった場合、新しい上限額の適用は申請日の翌月 1 日からです。

※ 更新のお知らせはしていませんので、ご注意ください。

Ⅶ 費用

自立支援医療の対象者と 1 か月当たりの自己負担上限額について

世帯状況	生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯 市民税（所得割）の合計額			
		本人収入額 80万円以下	本人収入額 80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上 39万円未満	39万円以上
負担上限額	自己負担なし	(上限額) 2,500円	(上限額) 5,000円	高額治療継続者（重度かつ継続）医療 ※1			
				(上限額) 5,000円	(上限額) 10,000円	(上限額) 20,000円 ※2	
				高額治療継続者「重度かつ継続」以外の医療			
				(上限額) 20,000円		(上限額) 40,200円 ※2	自立支援医療 対象外

※1 「高額治療継続者（重度かつ継続）医療」に該当する場合とは、次のとおりです。

- ① 医療保険の高額療養費で多数該当の方
- ② 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の方
- ③ 精神医療の一定以上の経験を有する医師により診断され、認定を受けた方

※2 有効期間について、確認が必要になる場合があります。

Ⅷ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】
川崎市役所健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	044-200-3196

(2) 高額療養費

I どんな制度

同じ月内に医療機関等の窓口で支払う医療費が高額になったときに、一定の金額（限度額）を超えた分を健康保険から支給することにより、被保険者の方の自己負担額を軽減する制度です。

また、医療費の支払いをする前に、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関等の窓口で提示すると、その医療機関等での毎月の医療費の支払いを限度額までに抑えることができます。

※ ご自身の限度額や手続き方法、限度額適用認定証の交付についてなどの詳細は、加入している健康保険にお問合せください。

※ 令和3年3月からは、オンライン資格確認を導入した医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、被保険者証の提示により医療費の支払いが限度額までになります。

【高額療養費貸付制度】

医療機関等から請求された医療費を用意することが困難な場合、高額療養費が支給されるまでの間、無利子で貸付を行う制度です。制度の利用についてや、貸付限度額については、加入している健康保険にお問合せください。

※ 川崎市国民健康保険・後期高齢者医療保険では、この制度は利用できません。

II 手続き方法（川崎市国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合）

該当された世帯には、診療を受けた月の2～3か月後に「高額療養費の支給申請についてのお知らせ」をお送りしますので、届きましたら、同封の案内に記載してあるものをお持ちの上、下記の問合せ先に申請してください。

※ 診療を受けた月の翌月初日から2年以内に申請されないと時効となり、受給できなくなりますのでご注意ください。

※ 医療費助成制度を利用されている方については、申請の際に、医療費の支払額が確認できる書類が必要になる場合がありますので、必ず領収書を保管しておいてください。

III 問合せ先

保険種別	名称	電話
川崎市国民健康保険	お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】
その他の健康保険	加入している健康保険組合等	各健康保険組合等にお問合せください
後期高齢者医療保険	お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(3) 重度障害者医療費助成制度

I どんな制度

保険診療分の自己負担額（食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を除きます。）、後期高齢者医療制度の一部負担金が助成されます。なお、入院医療に係る医療費は対象になりません。また、介護保険サービスの利用料も助成の対象にはなりませんので、ご注意ください。

II 対象

川崎市に住所があり、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

III 申請先

お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当、支所区民センター保険年金担当

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(4) ひとり親家庭等医療費助成制度

I どんな制度

ひとり親家庭（父または母が重度の障害の状態にある家庭含む）の保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額等を除く）が助成されます。

※ 所得制限があります。

II 対象

川崎市内に住所があり何らかの健康保険に加入している方で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで）を養育している母子家庭や父子家庭、父または母が重度の障害の状態にある家庭、養育者家庭の方。

III 申請先

お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当、支所区民センター保険年金担当

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(5) 後期高齢者医療制度による医療給付

I どんな制度

65歳以上の精神障害者保健福祉手帳1級、または2級をお持ちの方で、希望する方については、原則として75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。

II 医療費等の負担について

後期高齢者医療制度の窓口での自己負担割合、保険料及び高額療養費の上限などの適用を受けることができます。

※医療費等の負担が増えることがありますので、加入している国民健康保険や健康保険組合などとの違い（一部負担金・保険料・高額療養費など）を確認し、手続きを行ってください。

※加入している国民健康保険や健康保険組合などに対しては、脱退の手続きが必要です。

III 届出先

お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当、支所区民センター保険年金担当

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】



(6) 入院中の食事療養費

I どんな制度

① 入院時食事療養費

入院時の食事代については、食事療養標準負担額を患者の方が負担し、残りを「入院時食事療養費」として加入している健康保険が負担する制度です。

なお、食事療養標準負担額は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には含めません。

② 入院時生活療養費

65 歳以上の方で、療養病床に入院した場合は、食事代・居住費（光熱水費）について、生活療養標準負担額を患者の方が負担し、残りを「入院時生活療養費」として加入している健康保険が負担する制度です。

なお、生活療養標準負担額は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には含めません。

II 標準負担額の減額認定（川崎市国民健康保険・後期高齢者医療保険）

療養のあった月の属する年度（4 月から 7 月の場合は前年度）において、住民税非課税世帯の場合は、申請により、「減額認定証」を交付します。この減額認定証を保険医療機関に提示していただくと、標準負担額が減額されます。令和 3 年 3 月からは、オンライン資格確認を導入した医療機関では、「減額認定証」がなくても、被保険者証の提示により標準負担額が減額されます。

なお、やむを得ず、減額認定証等の交付を受けられなかったり、医療機関に提出できなかったりして一般の標準負担額を支払ったときは、申請に基づき、差額支給を受けられる場合があります。

※ ご自身の標準負担額や、減額認定の申請方法などの詳細については、加入している健康保険にお問合せください。

III 問合せ先

保険種別	名称	電話
川崎市国民健康保険	お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】
その他の健康保険	加入している健康保険組合等	各健康保険組合等にお問合せください
後期高齢者医療保険	お住まいの区の区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(7) 精神障害者入院医療援護金支給制度

I どんな制度

精神保健福祉法に基づき入院（任意入院、医療保護入院）している精神障害者に、その入院医療費の一部（月額 1 万円）を助成します。

II 対象

下記の①～⑤のすべてを満たす方

- ① 入院患者の住所が川崎市内にある方（川崎市の住民票が発行できる方）
- ② 精神科病院、または一般病院併設の精神科病棟に入院している方
- ③ 1 か月につき 20 日間以上の入院期間がある方（入院開始からの通算期間ではなく、1 か月単位で入院日数を数えて 20 日間以上になる方）
- ④ 入院医療費（保険診療分）の自己負担額の月額が 1 万円以上の方
- ⑤ 入院患者および入院患者と同一の住民票上に氏名の記載がある 15 歳以上の世帯員全員の前年分の所得税額を合算した額が 8 万 7 千円以下の方

※ その他医療費助成制度を利用されている方や、生活保護を受給されている方で、医療費（保険診療分）の自己負担がかからない方には、援護金を支給できません。ご注意ください。

※ 申請時点で患者の方が亡くなっている場合は、支給対象となりません。

III 手続き方法

申請書に世帯全員の住民票と 15 歳以上の方全員分の前年の所得税額を証明する書類および委任状（病院に受領を委任する方のみ）を添えて、精神保健課に郵送してください。

※ 申請書の提出期限および認定書の有効期限はともに 3 月 31 日までです（ただし、3 月に入院された方の提出期限は、4 月末までとなります）。毎年度の申請が必要ですので、年度をまたいで認定を希望する方は、翌年度 4 月以降に再度申請してください。

IV 問合せ先

名称	電話番号
入院先の医療機関窓口	各医療機関にお問合せください
川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	044-200-3608
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(8) 国民健康保険料の軽減

I どんな制度

倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を軽減する制度があります。
軽減の適用を受けるには届出が必要です。

II 対象

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険制度の特定受給資格者、または特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。

例) 令和5年度の保険料軽減の対象者→離職日が令和4年3月31日以降の方

III 届出先

お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当、支所区民センター保険年金担当

IV 問合せ先

名称	電話番号
川崎市保険コールセンター	044-200-0783

(9) 国民健康保険料の減免

I どんな制度

次の①～④の理由により保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額、または免除する制度があります。

II 対象

- ① 居住する家屋または事業所が、震災、風水害、落雷、火災、その他の災害により著しい損害を受けた場合
- ② 長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合
- ③ 退職、事業の休廃止などにより収入（事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入）が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合
- ④ 刑事施設、少年院などに拘禁、または収容された場合

※ 減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。

※ なお、納付済の保険料については、減免が適用されません（①、④を除く）。

III 申請先

お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当、支所区民センター保険年金担当

IV 問合せ先

名称	電話番号
川崎市保険コールセンター	044-200-0783

(10) 確定申告による医療費控除

I どんな制度

1年間（その年の1月1日から12月31日の間）に支払った医療費が10万円（所得が200万円未満の方は所得額の5%）を超えた場合には、確定申告で医療費控除（限度額は200万円）をすれば税金が還付される場合があります。

※ 自己および自己と生計を一にする家族のために支払った医療費が対象となります。

※ 病院での治療費だけでなく、通院にかかった交通費や、治療目的のための市販薬（医薬品）の費用も医療費控除の対象となります。

※ 保険金などで補填される金額がある場合は、支払った医療費から差し引いて計算します。

II 手続き書類

- ① 医療費の明細書（領収書は自宅で保存）
- ② （給与所得者の場合）給与所得の源泉徴収票

III 手続き方法

医療費控除に関する事項を確定申告書に記載して申告してください。

IV 医療費控除の特例

平成29年分の確定申告から、健康の保持および疾病の予防への一定の取組（健康診断、予防接種など）を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

.

V 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎南税務署	川崎区・幸区	210-8531	川崎区榎町3-18	044-222-7531
川崎北税務署	中原区・高津区・宮前区	213-8503	高津区久本2-4-3	044-852-3221
川崎西税務署	多摩区・麻生区	215-8585	麻生区上麻生1-3-14	044-965-4911

3 精神障害者保健福祉手帳

I どんな制度

精神障害のために、長期にわたって日常生活等に制限を受けていると認められた方は、障害の程度に応じて 1～3 級までの精神障害者保健福祉手帳が受けられます。

精神障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としており、障害の等級に応じ、税金の控除・減免、各種施設の入場料等の減免、バス乗車券等の交付、公営住宅（県営・市営住宅）公募時の優遇等を受けることができます。

II 対象

精神障害と診断された日から 6 か月以上経過しており、日常生活、または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方。

障害の程度が重い順に 1 級・2 級・3 級となっており、障害年金の等級に準拠しています。

等級	障害の程度
1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

III 申請に必要なもの

① 申請書

② アとイのいずれか

ア 手帳用診断書（初診日から 6 か月以上経過したもので、申請日から 3 か月以内に主治医が記載したもの）

イ 精神障害を事由とした障害年金証書等の写し（特別障害者給付金受給資格者証等の写しも可）及び同意書

または

マイナンバーの確認に必要な書類及びマイナンバーによる障害年金についての照会に関する同意書

③ 写真（縦 4cm×横 3cm で、申請日より 1 年以内に撮影され、脱帽し上半身を写したもの。裏面に氏名と生年月日を記入してください）

※ ①、②の書類は申請窓口にあります。

※ 代理の方が申請する場合は、代理の方の印鑑もご持参ください。

IV 申請窓口

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係

V 申請から交付までの流れ

申請書類（上記Ⅲの①～②）を申請窓口へ申請後、交付の可否の決定のお知らせが申請者ご本人へ郵送で届きます（診断書を添付した場合は 1～2 か月、年金証書を添付した場合は 2～3 か月かかることがあります）。

交付が決定した方は、通知が届いたら、写真（上記Ⅲの③）と、代理の方が受け取る場合は、代理の方の印鑑を持って申請窓口で手帳を受け取ってください。有効期限は 2 年間です。

Ⅵ 更新および変更の手続き

有効期限の 3 か月前から更新の手続きができます。前頁記載の申請に必要なものをご用意の上、申請手続きをしてください。

有効期限内に障害年金の等級の変更や、障害の状態に変化があった場合、等級変更の申請ができますので、必要書類をそろえて申請窓口で手続きをしてください。

※ 更新のお知らせはしていませんので、ご注意ください。

Ⅶ カード形式障害者手帳について

携帯に便利なカード形式による障害者手帳の交付ができるようになりました。

- すでに障害者手帳をお持ちの方で手帳のカード化を希望される方が対象です。
（※申請しようとする日から6か月以内に更新・障害等級変更の予定がない方が対象です。）
- 写真は白黒になります。
- カード形式の障害者手帳を選択した場合、紙形式の障害者手帳と同時所持することはできません。

【見本】



Ⅷ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域まもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】
総合リハビリテーション推進センター総務・判定課	【 P7 】

4 障害者総合支援法による福祉サービス利用について

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法を改正し、平成 25 年 4 月より施行された障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の理念にのっとりそれまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めたものです。

I 利用できる方

次のいずれかを満たす方

- ① 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- ② 自立支援医療の受給者証をお持ちの方
- ③ 診断書等により精神障害の診断を受けている方（発達障害、高次脳機能障害含む）
- ④ 地域支援室や児童相談所で知的障害の判定や評価を受けている方
- ⑤ 難病という診断を受けている方、または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が 1 以上の方

II サービス利用の流れ

① 相談

お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係にて、利用したいサービスや困っていることなどをご相談ください。
相談内容によって障害者総合支援法による手続きが必要な場合は、「申請書・サービス利用意向申出書」の作成支援を行います。相談、申請書作成などの支援については、費用負担はありません。

② 申請

必要書類を揃えて、お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課に提出します。

③ 障害支援区分認定調査

障害支援区分認定のために、訪問調査を受けていただきます。
調査には市職員、または市から委託を受けた障害者相談支援センターの調査員が訪問し実施します。別途、医師の意見書を作成するために、医療機関に受診していただくこともあります。

④ 障害支援区分認定審査会

各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において審査会を実施します。
認定調査結果や主治医の意見書などをもとに、障害支援区分の判定等を行います。
※ 障害支援区分は、区分 1～6 に分かれています（「非該当」の場合があります）。
※ 訓練等給付の申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ、または食事等の介護を伴う場合を除く）の場合は行いません。

⑤ サービス等利用計画書の作成



指定特定相談支援事業者等が計画相談支援の上、サービス等利用計画書の作成を行います。なお、申請者やそのご家族、支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。
なお、⑥の支給決定において、支給量、支給内容を変更する場合は、前もってサービス利用計画等の変更が必要です。

⑥ 支給決定・受給者証の交付



各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、サービス利用計画書に基づき、サービス種類ごとに支給量などを支給決定し、「障害福祉サービス受給者証」等を交付します。

⑦ 契約



サービス事業者と契約して、サービスを利用します。その際、「障害福祉サービス受給者証」等を提示してください。

⑧ サービスの利用・利用者負担金の支払い

サービス利用後、利用者負担金を事業者に支払います。

※ サービスを利用する場合は、かかった費用の 1 割をご負担いただきます。また、世帯の所得等により負担する金額の上限額が定められていますので、詳細については、お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課までお尋ねください。

Ⅲ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】



5 住まいのこと

(1) 宿泊型自立訓練

I どんなところ

精神障害をお持ちの方で、病院から退院して生活することに不安がある、家族からひとり立ちしたいけれど自信がない等の時に、一定期間入所して準備・訓練するための施設です。

地域で安定した生活が送れるように、家事、服薬、健康、金銭管理といった生活上の練習や規則的な生活リズムをつけるなど、個人の目標に沿った支援をしていきます。

II 対象

- ① ご本人が利用を希望されており、精神科の治療を継続して受け、病状が安定している方
- ② 市内在住の方で地域生活が可能と見込まれる方

III 利用期間

基本は 1 年以内となりますが、必要により最大 1 年間の延長（合計 2 年まで）が可能です。

IV 手続き方法

- ① 病院の主治医やケースワーカーと相談し、お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係へ利用したい意思を伝える。
- ② 利用の申し込み（障害者総合支援法による福祉サービス利用について参照 【 P23 】）
- ③ 見学・面接等
- ④ 体験宿泊
- ⑤ 入所

V 費用

障害者総合支援法による費用負担（1 割負担）があります。（食費と光熱水費は別途必要になります。）

VI 問合せ先

名称	電話番号
医療機関のケースワーカー	各医療機関にお問合せください
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

VII 利用可能な施設

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	運営法人
障害者支援施設 川崎ラシクル	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）内	電話：044-589-3880 FAX：044-589-3890	社会福祉法人 三篠会
桜の風 （もみの木）	211-0035	中原区井田 3-16-1	電話：044-920-9006 FAX：044-788-7968	社会福祉法人 川崎聖風福祉会

(2) 共同生活援助（グループホーム）

I どんな制度

職員が食事の提供や日常生活に関する相談などを行いながら、共同生活を支援していきます。

II 対象

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする方

III 手続き方法

① お住まいの区の障害者相談支援センターや区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係に相談。

※ 障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていない方は認定手続きが原則必要です。

② ホームの空き状況を調べ、入居者募集中のホームに問合せ、相談や見学。

③ 利用申込

※ 多数の申込があった場合、選考の上、決定となります。

IV 費用

障害者総合支援法における費用負担（1割負担）のほかに、食費・光熱水費・家賃などの自己負担が必要です。

V 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) 居住支援制度

I どんな制度

アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際に、保証人を見つけることが困難な場合、川崎市の指定する保証会社を利用することで賃貸住宅への入居を支援する制度です。

金銭的な保証は保証会社が行い、日常的な入居者の見守りやトラブル発生時の支援については川崎市や支援団体が行います。

II 対象

次の条件に該当する、障害者手帳をお持ちの方

① 家賃の支払いができる見込みのある方

② 自立した生活ができる方

③ 市内に住んでおり、障害者支援団体の紹介を得られる方

④ 原則として、親族など緊急時の連絡人がいる方

Ⅲ 利用するために

保証料として2年間の契約で、月額家賃と共益費の35%が必要です（ただし最低保証料は1万円です）。また、2年間の特約付火災保険に加入する必要があります。2年毎に契約更新も必要です。

Ⅳ 問合せ先

名称	電話番号
川崎市役所まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課	044-200-2997
各障害者相談支援センター	【 P86 】

（4） 公営住宅（市営・県営）公募時の優遇

Ⅰ どんな制度

精神障害をお持ちの方が市営住宅に申し込む際、一般世帯と募集区分を分ける区分優遇を行っています。県営住宅の申し込みをした場合、通常申し込みの方より、当選率が優遇される場合があります。

Ⅱ 対象

市営住宅	以下の市営住宅入居資格を満たしている方については、高齢者・障害者を対象とした、募集区分に申し込み可能です。 - 川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること - 月収が214,000円以下 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）の交付を受けている、または交付を受けていなくても1級～2級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方 - 月収が158,000円以下 精神障害者保健福祉手帳（3級）の交付を受けている、または交付を受けていなくても3級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方 - その他、住宅に困窮している理由等、申込資格に該当していることが必要です。
県営住宅	収入基準等を満たしていること、申込人、または同居あるいは同居しようとする家族が、精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方であること、上記の入居申込資格のある方は、新築募集時は5倍、空家募集時は3倍というように公募時に当選率が優遇されます。

※ いずれの場合も、詳細は窓口へお問合せください。

Ⅲ 手続き方法

市政だよりや県のたより等で募集告知がありますので、区役所等で申込書を取り寄せ、申し込みをしてください。抽選の結果通知を郵送します。（市営住宅については、落選者には通知しません。）

Ⅳ 問合せ先

住宅種別	名称	電話番号
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-7578
県営住宅	神奈川県住宅営繕事務所入居管理課	045-311-8105

(5) 公営住宅（市営・県営）使用料減免制度

I どんな制度

公営住宅の使用料の支払いが困難になった場合に、使用料の減額、または免除となる制度です。減額等の金額は、収入や障害の程度によります。

II 対象

市営住宅	次のいずれかに該当する世帯 ① 収入が著しく低額である世帯 ② 市営住宅入居資格（川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き 1 年以上勤務していること、月収が 214,000 円以下等）があり、申込者、または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 （ア） 身体障害者手帳の交付を受けている、1 級から 4 級までの身体障害者の方 （イ） 精神障害の程度が日常生活が不能と診断された精神障害者、または日常生活もしくは労働に著しい制限を受けると診断された精神障害者の方 （ウ） 児童相談所、または知的障害者更生相談所において重度、または中度の知的障害者と判断された方 （エ） 所得税法上の特別障害者に該当し、障害者控除を受けている方 （オ） 戦傷病者手帳の交付を受けている、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する方 （カ） 公害医療手帳の交付を受けている、特級又は 1 級に該当する方
県営住宅	次のいずれかに該当する世帯 ① 収入が著しく低額である世帯 ② 障害者、高齢者、母子・父子世帯等（障害の程度、世帯の収入月額による）

III 手続き方法および窓口

住宅種別	名称	電話番号
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-2060
	川崎市住宅供給公社溝ノ口事務所	044-811-1137
県営住宅	株式会社東急コミュニティー川崎サービスセンター	044-511-9529

(6) 公営住宅（市営・県営）駐車場使用料の減免

I どんな制度

公営住宅駐車場を公営住宅入居者が使用する場合に使用料の減免制度があります。詳細については下記へお問合せください。

II 問合せ先

住宅種別	名称	電話
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-2060
県営住宅	株式会社東急コミュニティー川崎サービスセンター	044-511-9529

(7) すまいの相談窓口

I どんな制度

障害者等の、自身で住まいを探すことが困難な方への住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

※窓口での相談を希望される場合、相談日時等について事前にお問合せください。

II 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
川崎市住宅供給公社管理営業課	044-244-7590	044-244-7509



6 生活のことで支援が欲しい

(1) 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

I どんな制度

精神障害のために日常生活を営むのに支障がある方に、調理、掃除をはじめとした在宅生活に必要な援助を行います。また、一人で通院するのが困難な方は、通院に関する支援を受けることができます。

II 対象

障害支援区分 1 以上の方

III 手続き方法

お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係で相談してください。

※ 障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていない方は認定手続きが必要になります。

IV 費用

障害者総合支援法による費用負担があります。

利用量に応じた 1 割負担と所得区分に応じた月額上限負担額設定があります。

生活保護世帯の方は無料です。

V 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】



(2) 移動支援事業

I どんな制度

精神障害のために屋外での移動が困難な方に、安全かつ円滑に外出できるよう移動についての支援を行います。

移動支援	公的機関や銀行への外出、日常生活上不可欠な買い物といった社会生活上必要な外出、余暇活動など社会参加のための外出。
通学・通所支援	居宅から学校、または通所先事業所の片道または往復の移動の支援。

II 対象

精神障害者であって、障害支援区分1以上の方

※ 通学・通所支援については、別途利用条件あり。

III 手続き方法

お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係で相談してください。

※ 障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていない方は認定手続きが必要になります。

IV 費用

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による費用負担があります。

利用量に応じた1割負担と所得区分に応じた月額上限負担額設定があります。

生活保護及び市民税非課税世帯の方は無料です。

V 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) 短期入所（ショートステイ）

I どんな制度

地域で生活している精神障害者が、家族の疾病や冠婚葬祭等で一時的に地域生活が困難になったときに、短期間入所することができます。

II 対象

地域で生活をしている方

※ 短期入所事業所は医療機関ではないので、病状が安定していることが望めます。

III どんな時に利用できるか

○家族の旅行・冠婚葬祭 ○家族の病気・入院 ○家族の休息 等

※ 利用には障害者総合支援法の手続きが必要です。障害支援区分認定には1～2か月ほどの時間がか

かりますので、「今すぐサービス利用はしない」という方も、近い将来利用が想定される場合はいざというときにスムーズに利用ができるよう、障害支援区分認定手続きをご検討ください。

Ⅳ 手続き方法

- ① お住まいの区の障害者相談支援センターや区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係に相談
- ※ 障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていない方は認定手続きが必要です。
- ② 利用申込（利用の申し込みが必要です。）
- ③ 利用したい日時、日数等を伝え、施設の空き状況の確認
- ④ 見学
- ⑤ 利用契約
- ※ 可能であれば主治医の診療情報提供書や処方されている薬の情報等ご本人の状況がわかるものをご用意ください

Ⅴ 費用

障害者総合支援法における費用負担（1割負担）のほかに、食事代、日用品代等が必要です。

Ⅵ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

Ⅶ 利用可能な施設

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	運営法人
障害者支援施設 川崎ラシクル	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）内	電話：044-589-3880 FAX：044-589-3890	社会福祉法人 三篠会
桜の風 （もみの木）	211-0035	中原区井田 3-16-1	電話：044-920-9006 FAX：044-788-7968	社会福祉法人 川崎聖風福祉会
かわさき地域 生活支援拠点 たじま短期入 所	210-0853	川崎区田島町 20-10	電話：044-276-9638 FAX：044-276-9694	社会福祉法人 川崎聖風福祉会
短期入所クラ イス川崎神木	216-0032	宮前区神木 2-9-5	電話：044-948-6218 FAX：044-948-6228	ミナノワ株式会 社
短期入所クラ イス川崎初山	216-0026	宮前区初山 1-36-48	電話：044-750-0446 FAX：044-750-0447	ミナノワ株式会 社
障害福祉サー ビス事業所ナ ーシングピア 子母口	213-0023	高津区子母口 373	電話：044-874-2077 FAX：044-874-2088	社会福祉法人円 融会

7 日中活動や訓練の場

(1) 精神科デイケア

様々なプログラム
に参加したい



病気のことについて
もっと知りたい

I どんなところ

退院したけれどすぐに仕事をする自信がない、人とうまく付き合えなくて困っている、家にいるとごろごろしてばかり、友達がほしい、いろいろな経験をしてみたいなどと考えている方へ、様々なグループ活動を通して、安定した地域生活や社会参加を支援します。

外来治療の一環として、1日6時間、週4～6日程度、料理、スポーツ、創作活動、レクリエーション、社会見学等、様々なプログラムで行われています。内容や利用の仕方は実施機関によって様々ですので、まずは主治医とご相談ください。

なお、デイケア実施施設については、地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係へお問合せください。

II 費用

精神科通院医療の一環ですので、健康保険が適用され、自立支援医療【P12】を利用すると自己負担が軽減されます。

III 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(2) 区役所地域みまもり支援センターデイケア

地域活動支援セン
ターへ行きたいが、
まだ自信がない



仲間と過ごす練習
がしたい

外出のきっかけが
ほしいなあ・・・

I どんなところ

各区在住者を対象に、地域みまもり支援センターにておおむね週1回、半日程度、料理や手工芸、散歩などのグループ活動を実施しています。

なお、内容や実施日については各区によって異なりますので、地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係へお問合せください。

Ⅱ 費用

おおむね無料ですが、活動の中で必要な材料費等の実費が必要となる場合があります。

Ⅲ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) 地域活動支援センターA型



Ⅰ どんなところ

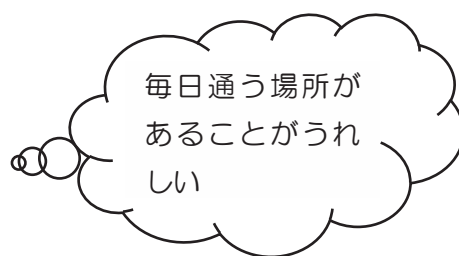
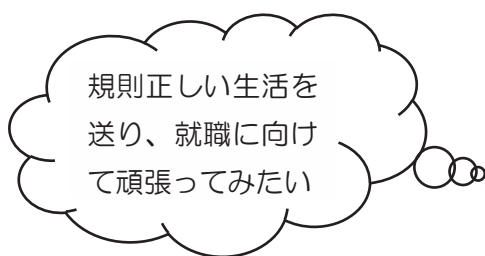
地域で生活する精神障害者に、面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を行う施設です。市内にお住まいの方ならどなたでも利用が可能ですが、利用にあたっては登録が必要になります。

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎区	地域生活支援センター アダージオ	210-0838	川崎区境町 15-21 境町マンション 2 階	電話：044-223-5063 FAX：044-223-5065
幸区	地域生活支援センター りっぶる	212-0052	幸区古市場 1808-1 N・エール 1 階	電話：044-548-0189 (FAX 兼用)
中原区	中部地域生活支援センター はるかぜ	211-0035	中原区井田 3-16-1	電話：044-750-8908 FAX：044-788-8831
高津区	たかつ生活支援センター にこば	213-0033	高津区下作延 4-3-12 上中村ビル 1F	電話：044-982-7872 FAX：044-272-8327
宮前区	地域生活支援センター オリオン	216-0005	宮前区土橋 3-1-6 富士見 プラザフォンテーヌ鷺沼 1F	電話：044-862-6267 FAX：044-862-6268
多摩区	地域生活支援センター ホルト・長沢	214-0035	多摩区長沢 1-5-14	電話：044-976-4123 FAX：044-975-6690
麻生区	北部地域生活支援センター ゆりあす	215-0011	麻生区百合丘 2-8-2	電話：044-281-6641 FAX：044-966-2612

Ⅱ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(4) 地域活動支援センターB・C・D型



I どんなところ

週 4～5 日、会社からの下請け作業、自主製品の製作、製品の販売などを行います。特に作業を行わず、憩いの場として過ごすことのできる所もあります。

活動内容は各センターによって異なります。通所日数はスタッフとの相談の上、決まりますので、慣れるまでは、短い時間、短い日数から始めることもできます。

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎区	がんばるぞ大師	210-0804	川崎区藤崎 4-17-20	電話：044-589-5480 (FAX 兼用)
	サボン草	210-0826	川崎区塩浜 2-21-3	電話：044-288-5159 (FAX 兼用)
	みなみ	210-0828	川崎区四谷上町 12-25-102	電話：044-276-5049 FAX：044-276-6678
	ほっとスペース manna	210-0833	川崎区桜本 1-8-22	電話：044-589-3108 (FAX 兼用)
	かもめ	210-0847	川崎区浅田 3-8-4	電話：044-333-7545 (FAX 兼用)
幸区	みゆき作業所	212-0052	幸区古市場 1808-1	電話：044-511-5001 (FAX 兼用)
	かもみいる	212-0055	幸区南加瀬 3-4-5 301	電話：044-201-4439 (FAX 兼用)
中原区	オアシス井田	211-0034	中原区井田中ノ町 41-7	電話：044-789-9743 FAX：044-789-9749
	窓の会	211-0044	中原区新城 3-9-19 101	電話：044-777-6255 (FAX 兼用)
	すろーすてっぷ	211-0062	中原区小杉陣屋町 1-13-6 401 号室	電話：044-819-7836 (FAX 兼用)
高津区	喫茶ほっと	213-0001	高津区溝口 1-6-10 2F	電話：044-812-1147 (FAX 兼用)
	ワーキングサポート新城	213-0014	高津区新作 6-9-7-101	電話：044-863-7730 FAX：044-863-7763
	バンブーハウス	213-0014	高津区新作 6-16-23 1F	電話：044-852-0660 (FAX 兼用)
	サボン草Ⅱ	213-0015	高津区梶ヶ谷 3-1-13	電話：044-740-9186 FAX：044-865-5185

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
宮前区	宮前フレンズ	216-0001	宮前区南野川 1-6-26 メソンドフレア 101・102	電話：044-777-7080 FAX：044-863-4121
	トゥーランプラン宮前	216-0033	宮前区宮崎 5-14-29 101・102 号室	電話：044-854-1156 FAX：044-854-1262
多摩区	きたのば	214-0014	多摩区登戸 2341-1	電話：044-922-6628 (FAX 兼用)
	紙ひこうき	214-0014	多摩区登戸 2341-1	電話：044-922-3686 (FAX 兼用)
麻生区	日だまり工房	215-0011	麻生区百合丘 1-16-14 クレスト 4 階	電話：044-965-4311 (FAX 兼用)
	はみんぐば〜ど	215-0021	麻生区万福寺 2-10-3 JC ハイム 102	電話：044-567-7208 (FAX 兼用)
	さくらスタジオ	215-0023	麻生区片平 2-29-1 B1	電話：044-455-6722 (FAX 兼用)

Ⅱ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

コラム「さいわいメンタルヘルスチャンネルの紹介（幸区精神保健福祉連絡会）」

幸区精神保健福祉連絡会は平成 17 年 6 月に設立された会で、幸区内を中心とした精神保健福祉関係機関および関係団体等で構成されています。幸区における、様々な精神保健福祉に関わる関係機関、団体及び市民が連携し事業等を円滑に進めることにより、住みよい地域づくりを目指すことを目的としています。これまで、毎年地域住民向けの講演会の実施、冊子さいわいの作成等を通じて広く普及啓発活動を行ってきました。

令和 5 年 9 月に、活動の一環として、youtube チャンネル「さいわいメンタルヘルスチャンネル」を立ち上げました。地域では様々な社会資源がある中、動画で配信する事により実際の情報を広く知ってもらい、また、外出出来ない方や入院中の方等にも活用いただけるよう、情報発信を行っていきます。

<さいわいメンタルヘルスチャンネル>



<https://www.youtube.com/@user-saiwaimental>

(5) 発達障害地域活動支援センター

I どんなところ

発達障害を持つ方やその家族等に対し、相談支援や普及啓発等の事業を実施し、発達障害者の社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とする施設です。

II 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
発達障害地域活動支援センター ゆりの木	215-0021	麻生区上麻生 1-7-11 クラウンビル 301	電話：044-969-7177 FAX：044-951-2177

※対象者：【相談支援】麻生区・多摩区にお住まいの15歳以上の方

【日中活動支援】市内にお住まいの18歳以上の方

(6) 高次脳機能障害地域活動支援センター

I どんなところ

高次脳機能障害を持つ方やその家族等に対し、相談支援や普及啓発等の事業を実施し、高次脳機能障害者の社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とする施設です。

II 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
高次脳機能障害 地域活動支援センター	213-0002	高津区二子 4-4-7 TS,BLDG 4F	電話：044-299-8201 FAX：044-299-8202

コラム 「高次脳機能障害支援機関の紹介」

神奈川県内の高次脳機能障害支援の拠点施設として、センターに相談支援コーディネーターを配置しており、個別支援、地域支援、連携構築、普及啓発を行う施設です。高次脳機能障害を持つ方やその家族、関係機関からの相談を受けており、リハビリ、地域生活、社会資源等の情報提供や関係機関との連携により、ご本人に合わせた社会参加を目指した支援を行います。

＜問合せ先＞

名称	電話番号	郵便番号	住所
神奈川リハビリテーション病院総合相談室	046-249-2612	243-0121	厚木市七沢 516
地域リハビリテーション支援センター	046-249-2602		

コラム 「高次脳機能障害者の家族会の紹介①」

【特定非営利活動法人高次脳機能障害友の会ナナ】

ナナの会は、平成 9 年に神奈川県リハビリテーション病院の医師、関係者の協力を得て結成され高次脳機能障害の当事者や家族等が交流と情報交換を通じ共に支え合うことで、家族や社会での問題解決の道を探り、当事者の元気を支え、社会参加への意欲を促す様々な活動を行っています。また、当事者や家族の社会的不利を改善するために普及啓発活動を行っています。

川崎地区会では当面、奇数月の第 4 水曜日午後 1 時から市民活動センター等で定例会、学習会を、偶数月の第 4 土曜日午前 10 時からスポーツを中心とした交流会を開いています。

詳しくは、ホームページ（<http://www17.plala.or.jp/nana516>）をご覧くださいか、問合せ先にご連絡ください。

※ 特定非営利活動法人高次脳機能障害友の会ナナの連絡先 【 P89 】

コラム 「高次脳機能障害者の家族会の紹介②」

【川崎市高次脳機能障害の集い ローズマリー】

平成 30 年 2 月、麻生区役所保健福祉センター（当時）主催の家族向け勉強会に参加した家族を中心に発足した新しい会です。現在のメンバーは麻生区、多摩区を中心とした 10 名程度ですが、今後他の区にも参加を呼びかけ、また家族だけでなく支援者、専門家にも参加いただきたいと思います。現在は年に数回、家族を中心に集まっていますが、今後は啓発のための講習会の開催、支援施策の拡充を行政等に呼びかけていきたいと思っています。家族会に入るかどうかにかかわらず、知りたいこと、お困りのことがありましたら、いつでもメールでご連絡ください。

（顧問）東京慈恵医科大学附属第三病院 リハビリテーション科診療部長 渡邊 修氏

※ 川崎市高次脳機能障害の集い ローズマリーの連絡先 【 P89 】

コラム 「高次脳機能障害者の家族会の紹介③」

【川崎市高次脳機能障害の子どもを持つ家族の会 エルダーフラワー】

交通事故や脳の病気（脳炎・脳症・脳腫瘍）などの後遺症で、子どもが高次脳機能障害を持ってしまった 10 数家族が集まって活動しています。中途障害の困難さに対し家族が子育ての悩みを共有したり、必要な情報を交換し合ったりしながら、高次脳機能障害についての理解を深めお互いを支えています。

定例会は年に数回、専修大学サテライトキャンパス（向ヶ丘遊園駅北口下車 2 分）で行っています。また家族でのクリスマス会や子どもの障害を理解していただくための啓発活動・講演会も行っています。子どもの高次脳機能障害についてはまだまだ世の中に知られていませんので、お困りのことがありましたらメールで連絡ください。

（顧問）専修大学人間科学部心理学科教授 岡村 陽子氏

※ 川崎市高次脳機能障害の子どもを持つ家族の会 エルダーフラワーの連絡先 【 P89 】

(7) 依存症地域活動支援センター

I どんなところ

アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える方に対し、再使用等の再発を予防し、通所等の活動を通して、生活を維持し社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とする施設です。

II 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎マックアルコールケアセンター	210-0812	川崎区東門前 2-2-10	電話：044-266-6708 FAX：044-287-2516
川崎ダルク・ディケアセンター	211-0044	中原区新城 4-1-1 新城 NH ビル 2F	電話：044-798-7608 FAX：044-798-7610
アルコールケアセンターたんぽぽ	213-0001	高津区溝口 2-7-9 ツクバビル 2F	電話：044-822-0699 FAX：044-822-0699
K-GAP	210-0806	川崎区中島 3-12-1 木村第 2 ビルコマホール 1 階	電話：044-742-7162 FAX：044-742-7152

コラム 「ギャンブル等地域活動支援センターの紹介」

【依存症地域活動支援センター K-GAP】

令和4年6月1日にギャンブル等依存症を対象にした「依存症地域活動支援センターK-GAP」が開所されました。依存症からの回復を目指している方やその家族なら、誰でも利用することができます。

グループセラピーやミーティング、スポーツプログラムのほか、個人に焦点をあてた「エンカウンターミーティング」や、認知行動療法「SMARPP」を土台にしたケーギャップ独自の回復プログラム「K-MARPP」を実施しています。K-GAPの利用者は、ギャンブル以外にアルコール、薬物依存を抱えている方もいるため、主に薬物依存症を対象にした「SMARPP」を3依存症に共通するプログラムへとアレンジしたものです。

また、川崎教育文化会館で毎週水曜日、ギャンブル等依存症の定例会を開いています。ご家族も一緒にミーティングに参加することができます。

※ 依存症地域活動支援センターK-GAPの連絡先 【 P39 】

コラム 「アルコール依存症の当事者団体・家族会の紹介」

【川崎断酒新生会】

断酒を継続したい人たちが集まった当事者団体（自助グループ）として、川崎断酒新生会があります。毎月 10 回の例会（懇談会含む）を実施しています。この例会に参加することで多くの会員が断酒を続けています。詳しくはホームページ（<http://www.kawasakidansyu.jp/>）をご覧ください。

【家族会】

川崎市には以下の 2 つの家族会があります。家族だけのミーティングや勉強会、一般公開のセミナーなど、様々な活動を行っています。毎月のスケジュールについてはホームページ（<http://kawasakidansyu.jp/>）で紹介しています。

① つばき家族会

川崎断酒新生会の家族が運営をしている家族会です。お酒の問題をかかえている家族のみが参加するクローズドの会で、月に 1 回のミーティングを開いています。アルコール依存症に関する問題を話し合い、お互いの体験した思いを出し合って、相談をお受けしています。また、アルコール依存症は家族ぐるみの病気です。家族自身が回復する気づきを得るためにミーティングを行っています。

定例会：月 1 回 第 4 土曜日（午後 7 時～） 中原市民館

② パトリス家族会

川崎で 35 年以上活動が続けている、お酒の問題を持つ家族の集まりです。月に一度「家族教室」と「夜間ミーティング」を開催しています。「家族教室」は、アルコール依存症の家族が回復するための学びの場です。当事者の方も参加できます。「夜間ミーティング」は家族のみが参加するクローズドの会で、家族が回復するためのミーティングが行われます。

家族教室：月 1 回 土曜日（午後 1 時～） 主に川崎市民プラザ

夜間ミーティング：月 1 回 第 4 木曜日（午後 7 時～） 麻生区内

※ アルコール依存症の当事者団体・家族会の連絡先 【 P89 】

（８） 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

Ⅰ どんなところ

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

Ⅱ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】



8 働きたい

(1) 就労援助センター

I どんなところ

就労に向けての相談、障害者雇用についての情報提供、求職活動に関する支援、就職後の職場定着支援などを行います。また、希望する方には、就労体験や職場実習の場を提供しています。

II 対象

- ① 市内在住の方で、企業等での就労を希望する方
- ② 主治医から就労の許可が出ている方

III 費用

相談等の利用料は無料ですが、求職活動などの活動に伴う実費は自己負担となります。

IV 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎南部就労援助センター	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）3 階	電話：044-201-8663 FAX：044-201-8668
中部就労援助センター	211-0063	中原区小杉町 3-264-3 富士通ユニオンビル 3 階	電話：044-739-1294 FAX：044-739-1295
百合丘就労援助センター	215-0011	麻生区百合丘 2-8-2 北部リハビリテーションセンター3 階	電話：044-281-3985 FAX：044-281-3987
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係			【 P84 】

(2) 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援

I どんなところ

就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、原則 2 年間の利用期間の中で職場実習や生産活動などを通じ、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な方に対して、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等の支援を行います。雇用契約を結んで利用する「A 型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B 型」の 2 種類があります。
就労定着支援	就労移行、就労継続支援等のサービスを利用して新たに一般就労した方に対し、当該雇用先での就労の継続を図るために事業主や、関係機関との連絡調整等を行います。

II 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P86 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

コラム 「障害者雇用・就労支援に関する川崎市の取組」

川崎市では、障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会を目指しています。取組例としては、就労援助センターや就労移行支援事業所の利用者等、就労準備の段階の方に向け、スポーツやエンターテインメントの場で行う「就労体験」、心身のコンディションから、主に週あたり10時間未満の就労を希望する方を対象とする「短時間雇用プロジェクト」、就職後の職場定着を目的とする「K-STEP」、企業の合理的配慮を促進する「多様な人たちが輝くためのパターン・ランゲージ」の普及等に取り組んでいます。

また、企業応援センターかわさきにおいて、障害がある方を雇用する企業向けの相談を行っています。

詳細については、健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課（電話：044-200-2457）までお問合せください。



（3） 公共職業安定所（ハローワーク）

I どんなところ

専門の担当官や障害者職業相談員が、就職（転職）についての相談や指導、適性や希望に合った職業紹介、雇用保険の受給手続きなど、就職に向けての準備から就職後のフォローアップまで一貫したサービスを行います。

II 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎公共職業安定所 （ハローワーク川崎）	川崎区・幸区	210-0015	川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北公共職業安定所 （ハローワーク川崎北）	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-0011	高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4F	044-777-8609

(4) 障害者合同面接会

※令和5年度以降開催方法を変更します

I どんなところ

就労を希望する障害者に、より多くの面接選考の機会を提供し、就労の促進を図るとともに、事業主の障害者雇用についての認識と理解を深め、その雇用拡大の機会を提供します。令和5年度以降は「完全予約の大規模面接会」から「通年のサービス提供が可能なミニ面接会（管理選考）」へ開催方法を変更し、各所の実情に応じた新しい形の障害者面接会を開催します。詳しくは各ハローワークのホームページ等でご確認ください。

II 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎公共職業安定所 (ハローワーク川崎)	川崎区・幸区	210-0015	川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北公共職業安定所 (ハローワーク川崎北)	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-0011	高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4F	044-777-8609

(5) 神奈川障害者職業センター

I どんなところ

障害者や障害者を雇用する事業主の方等に対して、県内のハローワークや関係機関との密接な連携の下に、以下のサービスを行っています。

① 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、職業相談・評価を行い、就職活動をどのように進めたらよいのか、仕事に就くためにはどのような準備が必要か等を整理し、就職あるいは職場に適応するための支援計画を策定します。

② 職業準備支援

求職中・在職中の方を対象に、職業上の課題や必要な配慮事項の整理、職業に関する知識を習得すること等を目的として、センターへの通所を通し、企業への就職（復職）を目指します。

③ ジョブコーチ支援

障害者が職場に適応して働き続けるためには、一人ひとりの障害特性を踏まえたきめ細やかな支援が有効です。ジョブコーチ（職場適応援助者）が企業へ出向き、障害者や事業主に対して支援を行い、企業への就職や職場への定着を目指します。

④ リワーク支援

うつ病等のメンタル不全により休職中の方を対象に、職業センター内での各種プログラム、リハビリ出勤等を通してスムーズな職場復帰を目指します。

II 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター	252-0315	相模原市南区桜台 13-1	042-745-3131

9 暮らしに関する制度

(1) 川崎市ふれあいフリーパス交付（市営バス・民営バス）

I どんな制度

川崎市内を運行する路線バス（一部区間、深夜バス、高速バス等を除く）に乗車できるパスを交付します。乗車する停留所又は降車する停留所が本市区域内の停留所である場合は、市外をまったく運行系統の路線バスも利用できます。（ただし、一部利用できない路線バス等があります。）

II 対象

住所が川崎市内にあり、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級をお持ちの方で、他の制度でバス乗車券および福祉タクシー利用券の交付を受けていない方が対象になります。

※ 12 歳未満で精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級（小学生以下）をお持ちの方は、介助者付のフリーパス（本人と同乗する介助者 1 名も無料で乗車できるフリーパス）となります。

III 手続き方法

お住まいの区役所高齢・障害課の窓口へ申請してください。申請時には精神障害者保健福祉手帳と印鑑（朱肉印）を持参してください（交付対象者本人が署名する場合は、印鑑は不要です）。なお、継続の申請手続には、既に交付を受けているふれあいフリーパスを持参してください。

※ 70 歳以上の方、福祉タクシー利用券などの交付を受けている方は、ふれあいフリーパスの交付は受けられません。

※ 毎年 3 月の最終週頃に、更新（交付）申請の受付を開始します。詳細は、市政だより、市ホームページに掲載する予定です。

※ 手帳の有効期限が切れている方は交付できません。更新後の交付となります。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】



(2) 川崎市福祉タクシー利用券交付

I どんな制度

重度障害者に対し、タクシー料金の一部（運賃・迎車料）を助成する福祉タクシー利用券を交付します。交付枚数は1人あたり月7枚です。（対象者の要件を満たす方のうち、週3回以上、人工透析で通院している腎臓機能障害の方には、1人あたり月14枚交付します。）

II 対象

住所が川崎市内にあり、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。また、他の制度でバス乗車券の交付を受けていない方が対象になります。

- 乗車の前に、福祉タクシー利用券が使用できるか、必ず乗務員に確認してください。
- タクシーの乗車1回につき、複数枚の使用が可能です。
- 福祉タクシー利用券1枚につき、500円までを助成します。（複数枚を使用する場合を含め、500円に満たない場合はお釣りは出ません）また、福祉タクシー利用券1枚の助成上限額を超える金額は自己負担となりますので、現金等でお支払いください。
- 福祉タクシー利用券を使用する前に、必ず券面に障害者手帳の番号を記入し、障害者手帳を乗務員に提示してください。障害者手帳の番号が記入されていない福祉タクシー利用券は使用できません。
- この後、ご紹介する精神障害者保健福祉手帳の提示により、障害者割引（1割引）を行っているタクシー等があります。障害者割引と福祉タクシー利用券は併用できますので、乗車の前に乗務員に確認してください。

III 手続き方法

お住まいの区役所高齢・障害課の窓口へ申請してください。申請時には精神障害者保健福祉手帳と印鑑（朱肉印）を持参してください（交付対象者本人が署名する場合は、印鑑は不要です）。

また、更新申請する方で既に交付を受けている有効期限が過ぎた福祉タクシー利用券（未使用の福祉タクシー利用券）が残っている場合は、そちらもお持ちください。

※ 毎年3月の最終週頃に、更新（交付）申請の受付を開始します。詳細は、市政だより、市ホームページに掲載する予定です。

※ 2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。

※ 手帳の有効期限が切れている方は交付できません。更新後の交付となります。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) タクシー料金の割引

I どんな制度

乗車の前に、精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することにより、障害者割引（1割引）が適用となるタクシーである場合は、運賃が割引となります。

一般社団法人神奈川県タクシー協会、又は神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟しているタクシーが対象となります。乗車の前に、障害者割引が適用になるか、乗務員に確認してください。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

III 問合せ先

名称	電話番号
一般社団法人神奈川県タクシー協会	045-241-3577
神奈川県個人タクシー事業連合会	045-401-8896

(4) 福祉バス

I どんな制度

障害児者福祉団体や障害児者福祉施設の方が、研修会、社会見学、スポーツおよびレクリエーションなどのために利用できます。費用は無料です。ただし、有料道路通行料、駐車料及び宿泊の場合の乗務員の宿泊料は利用者負担となります。

※ 1回の利用は原則として1泊2日以内

※ 1団体が年度内（4月から翌年3月）に利用できる回数は2回まで（1泊2日の利用及び1回に2台のバスを利用した場合は、利用回数2回として計算します。）

II 対象

障害児者福祉団体・施設の方で、利用人数は20人以上51人以内とします。また、福祉バスは、障害者の方の社会参加を目的として貸出しを行っていますので、利用人数のうち約半数が障害者である必要があります。

III 手続き方法

利用申し込みは、利用日の6か月前からでき、5か月前に決定されます。空きがある場合は、利用日の1か月前まで申し込みができます。新規で福祉バスの利用を希望される団体等は、福祉バス利用団体等登録届の提出が必要となりますので、郵送、持参又はオンライン手続により提出してください。

IV 問合せ先

目的	名称	電話
団体登録	川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2928
利用受付	北部身体障害者福祉会館	044-811-6631

※ 福祉バスの運行は予算の範囲内で行っており、年度途中で申し込みを締め切る場合がありますので、ご了解ください。

(5) 航空運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、航空会社により、割引等のサービスを行っています。詳しくは、各航空会社に直接お問合せください。

(6) 鉄道運賃の割引

I どんな制度

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が介護者と一緒に普通乗車券（きっぷ）で鉄道を利用する際、川崎市内を通過する一部の民営鉄道において、本人と介護者のそれぞれの運賃が 5 割引されます。

※ 1 級をお持ちでも、本人単独での乗車時は割引対象外です。

※ IC カード乗車券（PASMO 等）、回数乗車券および定期乗車券は割引対象外です。

II 対象者

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方（介護者が同乗する場合に限ります）

III 対象区間

運賃の割引は、京王線、井の頭線、京急線、東急線内の各駅相互間のみで適用されます。

※ 他鉄道会社の路線にお乗り換えの場合は適用されません。

IV 手続き方法

割引乗車券を購入する際は、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き、乗車日当日が有効期限内）をご用意のうえ、駅係員にお声掛けください。

V 問合せ先

名称	電話
京王電鉄	042-357-6161
京浜急行電鉄	045-225-9696
東急電鉄	03-3477-0109

(7) 携帯電話利用料金割引サービス

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、通信会社により、割引等のサービスを行っている場合があります。詳しくは、各通信会社に直接お問合せください。

(8) NTT 電話番号案内 (104) 無料サービス「ふれあい案内」

I どんな制度

名前と住所からお問合せの電話番号を案内するサービスが無料になります。

※ 通常は、電話番号 1 案内ごとに番号案内料がかかります。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

III 手続き方法

ご利用には、事前に登録が必要です。下記フリーダイヤルへお問合せください。

手続き後は、NTT104 利用時にあらかじめ届け出た登録番号と暗証番号を伝え、無料で案内をしてもらえます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
NTT 東日本ふれあい案内事務局	電話：0120-104-174（全国共通フリーダイヤル） FAX：0120-104-134（全国共通フリーダイヤル） 受付時間：平日 9：00～17：00（土日・祝日・年末年始は休業）

※ FAX によるお問い合わせの注意事項

- お問い合わせ内容、お客様のお名前、折り返しの FAX 番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。
- お客様が送信されてから、3 営業日以上折り返しがない場合は、通信機器のトラブル等が考えられますので、再度送信をお願いします。
- 050 から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からの FAX 送付は受け付けておりません。
- 申込書は郵送でお送りします。

(9) 家庭系ごみのふれあい収集

I どんな制度

川崎市のごみの収集は原則として「屋外の一定の場所（集積所）に持ち出された物」の収集を行っていますが、自らが一定の場所まで持ち出すことができない方々を対象に、ごみを自宅前、または所定の場所まで直接収集に行くサービスです。普通ごみ・資源ごみだけでなく粗大ごみも対象となります。

※ 粗大ごみの場合は粗大ごみ処理券の購入が必要です。

II 対象

以下のいずれかに該当し、身近な人の協力が困難で、一定の場所まで自らごみを持ち出すことができない方

- ① 一人暮らしの障害者
- ② 65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ③ 障害者や高齢者で同居する家族がいる場合についても、同居者がごみを一定の場所まで持ち出すことができない場合

III 手続き方法

まずは、所管の生活環境事業所に電話などで御相談ください。申込者の方の状況等についてお聞きします。そのうえで、生活環境事業所の職員が訪問し、現地の状況などについて調査・確認します。

IV 問合せ先

名称	担当区	電話番号
川崎生活環境事業所	川崎区	044-266-5747
中原生活環境事業所	幸区・中原区	044-411-9220
宮前生活環境事業所	高津区・宮前区	044-866-9131
多摩生活環境事業所	多摩区・麻生区	044-933-4111

(10) NHK 放送受信料の減免

I どんな制度

NHK放送受信料が全額免除、または半額免除となります。

II 対象

以下に該当する場合で、申請が必要になります。

全額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税（市民税）非課税の場合
半額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課で、障害の要件について証明いただきます。手続きに必要なものは、精神障害者保健福祉手帳と印鑑です。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】
NHK 横浜放送局 経営管理企画センター	045-212-2661 受付時間：平日 10:00～17:00

(11) 文化施設等の割引

精神障害者保健福祉手帳等の提示により公共施設、文化施設等の利用料や入場料が割引になる場合があります。詳しくは各公共施設、文化施設等に直接お問合せください。



(12) 駐車禁止除外指定車の標章の交付

I どんな制度

駐車禁止除外指定車の標章を掲出すれば、駐車禁止の交通規制が実施されている場所（法定駐車・停車禁止区域、駐停車禁止区域などを除く。）でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り、駐車が可能となります。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちで、精神通院に係る自立支援医療費の支給を受けている方

III 申請に必要なもの すべて 1 通ずつ

① 駐車禁止除外車両指定申請書（各警察署の交通課窓口にあります。）

※ 神奈川県警察のホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html>

② 精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療受給者証の写し

※ 窓口にて確認をしますので、申請時には原本もお持ちください。

※ 手帳や受給者証の写しは、氏名・生年月日・住所・等級・有効期限等の確認ができるようにしてください。

③ 交付を受ける方の住民票の写し

※ 3 か月以内に交付されたものに限る、コピーで可（A4 版サイズ）

④ 旧標章（更新の場合のみ）

旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

⑤ 委任状（代理申請の場合のみ）

障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほか必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約 2～3 週間かかります。

IV 申請窓口

交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課

受付時間：月～金曜日（土日祝日、年末年始を除く。）

午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時

(13) 水道料金・下水道使用料の減免

I どんな制度

1 か月当たり10立方メートルまでの水道料金及び下水道使用料相当額の金額が減免される制度です。

II 対象

住所が川崎市内にあり、水道使用者または同居等のご家族が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、その障害等級が1級の方。

または、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級、児童相談所または地域リハビリテーションセンターにおいて知能指数50以下と判定された方のうち、2つに当てはまる方。

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係にて、申請の手続きをします。精神障害者保健福祉手帳と水道番号が確認できる書類（水道料金の領収書等）、身分証明書を持参してください。

※ 2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。

※ 減免適用開始時期は、原則、上下水道局が申請書を受理した翌月以降の検針分からになります。

※ 転居等により、水道の使用をやめたときは、減免の適用も自動的に中止され、減免資格も喪失されます。

※ 水道使用者と同一の世帯に属さなくなった時や減免資格の対象外となる施設に入所した時は減免資格が喪失されます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P84 】
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	044-200-3608

10 日常生活自立支援事業・成年後見制度・法テラス

(1) 日常生活自立支援事業

I どんな制度

福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理や重要書類の管理、出し入れなどに不安がある方が、地域で自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

II 対象

次のすべての要件を満たしている方

- ① 高齢者や身体、知的および精神障害等で日常生活に支援の必要な方
- ② ご本人のみでは福祉サービスの利用や金銭の支払い、重要書類の保管をすることなどが困難な方
- ③ サービス内容を理解し、ご本人の意思で利用の申し込みを決めることができる方

III 提供するサービス内容

福祉サービス 利用援助サービス	- 福祉サービスの情報提供、助言 - 福祉サービスの利用手続き援助 - 苦情解決制度の利用援助 - 福祉サービス利用料の支払い手続き - 日常生活に必要な事務に関する手続き
日常的金銭管理サービス	- 預貯金の払い戻し、預け入れの手続き - 家賃および公共料金等の支払い手続き - 医療費の支払い手続き - 年金等の受領に必要な手続き
書類等預かりサービス	- 預貯金通帳、証書の預かり ・ 有価証券の預かり（株券を除く） - 印鑑の預かり - 証書（保険証書、年金証書、不動産権利書、契約書類など）の預かり

IV 費用（※ 相談は無料です。）

- ① 福祉サービス利用援助サービス・日常的金銭管理サービス
月 2,500 円（基本料 500 円含む）
- ② 書類等預かりサービス
年間 3,000 円または 6,000 円（預かり物の内容および金額によります）

V 手続き方法

各区あんしんセンターまでご連絡ください。専門員が訪問等によりサービスの内容や手続き等についてご説明します。その後、利用申込み、関係機関との調整や契約手続き等をすすめます。まずはお電話でお問合せください。※生活保護を受給されている方につきましては、各区地域みまもり支援センター（各地区健康福祉ステーション）保護課へお問い合わせください。

Ⅵ 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎区あんしんセンター (川崎区社会福祉協議会)	210-0011	川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内	電話：044-245-1144 FAX：044-211-8741
幸区あんしんセンター (幸区社会福祉協議会)	212-0023	幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	電話：044-556-5082 FAX：044-556-5577
中原区あんしんセンター (中原区社会福祉協議会)	211-0067	中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内	電話：044-722-6122 FAX：044-711-1260
高津区あんしんセンター (高津区社会福祉協議会)	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内	電話：044-812-5833 FAX：044-812-3549
宮前区あんしんセンター (宮前区社会福祉協議会)	216-0033	宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内	電話：044-856-5788 FAX：044-852-4955
多摩区あんしんセンター (多摩区社会福祉協議会)	214-0014	多摩区登戸 1891 第 3 井出ビル 3 階 福祉パルたま内	電話：044-933-2411 FAX：044-911-8119
麻生区あんしんセンター (麻生区社会福祉協議会)	215-0004	麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル 1 階 福祉パルあさお内	電話：044-952-5711 FAX：044-952-1424

(2) 成年後見制度

Ⅰ どんな制度

精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、これらのことを自分で行なうのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し、法律的に支援する制度です。

Ⅱ 内容

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の 2 つがあります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれており、判断能力の程度など本人の状況に応じて支援内容が変わります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときの助言や支援をします。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、身上保護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおくというものです。

Ⅲ 申立てする場所

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所

※ 管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Ⅳ 申立てをすることができる方

本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。

その他に身寄りがいない方などは、市区町村長が申立てる場合があります。

Ⅴ 必要な書類や費用

申立てる内容によって変わりますので、相談・問合せ先にご相談ください。

Ⅵ 相談・問合せ先

名称	電話番号
横浜家庭裁判所川崎支部後見係	044-222-1671
川崎市成年後見支援センター（川崎市社会福祉協議会内）	044-712-8071
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課精神保健係	【 P84 】

(3) 法テラス（日本司法支援センター）

I どんなところ

法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決の総合案内所です。「借金」「離婚」「相続」といった様々な法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの?」、「どんな解決策があるの?」と、わからないことも多いはずです。こういった問題解決への「道案内」をするのが「法テラス」の役目です。

法テラスは、裁判その他法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指しています。

II 内容

① 情報提供

情報提供業務とは、利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務です。

法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方に、また身近にそのような方がいる方、将来法的トラブルになるのを避けるためにあらかじめ法制度に関する情報等を得ておきたい方々に、解決の道案内をいたします。

② 民事法律扶助

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、必要な場合に弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務です。

扶助事業の対象者は、国民及び我が国に住所を有し、適法に在留する外国人です。法人・組合等の団体は対象者に含まれません。また、資力（収入・資産）が一定額以下であることが必要です。

③ このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています。

（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります）。

III 問合せ先

名称		電話番号	受付時間
法テラス川崎		0570-078309	平 日：9:00～17:00
法テラス コールセンター	法的トラブルでお困りの方	0570-078374	平 日：9:00～21:00
	犯罪被害にあわれた方	0120-079714	土曜日：9:00～17:00

11 災害に備えて

(1) 災害時要援護者避難支援制度

I どんな制度

災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方々の、災害時における避難を地域で支援する制度です。名簿登録の申し込みをしていただき、登録後、区役所から地域の支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など）に名簿を提供します。

支援組織の支援者がご自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難支援方法及び必要な支援等について確認をします。

なお、災害時の状況によっては、支援者も被災者となることから、災害時の支援が必ずしも保証されるものではないことを御理解くださるようお願いいたします。

II 利用できる方

- ・ 災害時に自力での避難が困難で在宅で生活する障害のある方や高齢者の方
- ・ 支援組織への個人情報の提供に同意する方

III 費用

無料

IV 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係または精神保健係	【 P84 】	
川崎市役所健康福祉局総務部危機管理担当	044-200-0784	044-200-3925
川崎市役所危機管理本部危機対策部	044-200-1432	044-200-3972

※ 65 歳以上の方については、お住まいの区の地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係にお問合せください。

※ 災害時緊急連絡カードについては、川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部発行「ふれあいー障害福祉の案内ー令和5年度」の P112 をご覧ください。

※ 家具転倒防止金具の取り付け事業については、川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部発行「ふれあいー障害福祉の案内ー令和5年度」の P112 をご覧ください。

コラム 「風水害に備えましょう」

風水害は、事前に天気予報などで情報を入手しやすい災害です。あらかじめ避難について考えておくことで、いざというときに慌てることなく行動できます。

大切な命を守るために、普段からご家庭で話し合ってみましょう。

1 災害のリスクを確認しましょう

まずは、自宅のリスクをハザードマップで確認してみましょう。安全が確保できる場合は、自宅にとどまることも選択肢の一つです。

ハザードマップは区役所などで配布している他、川崎市ホームページや「かわさき防災アプリ」でもご覧いただけます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000111816.html>)



2 避難先や、避難行動を事前に考えてみましょう

天気予報などの情報をもとに、災害が発生するまでの時間を活用して行動することが大切です。

避難行動を考える際には、「マイタイムライン」というツールが有効です。マイタイムラインとは、大雨や台風などの風水害にそなえて、一人ひとりの家族や生活の状況に合わせた避難行動を考えておくものです。

「いつ」、「誰が」、「何をするか」をスケジュールにまとめておくことで、いざという時にあわてずに行動をとる助けになります。

普段からご家族や支援者の方などで話し合い、次頁の例を参考にマイタイムラインに記入してみましょう。なお、マイタイムラインは川崎市ホームページでダウンロードいただけます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000117993.html>)

3 避難所に避難する場合は？

障害者・高齢者の方など配慮が必要な方のスペースも開設しますので、必要なときは迷わず避難所に避難してください。

4 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
川崎市役所健康福祉局総務部危機管理担当	044-200-0784	044-200-3925
川崎市役所危機管理本部危機管理部	044-200-2893	044-200-3972

12 年金や手当

(1) 障害基礎年金

I どんな制度

国民年金加入中に病気やケガで障害が残ったときや、20 歳前の事故や疾病等で障害認定日に国民年金法で定められている障害（国民年金の障害等級の 1 級または 2 級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

II 申請できる方（①から③までを満たしているか、④のみを満たす方）

- ① 初診日（障害の原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日）において国民年金に加入している方。
- ② 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち 3 分の 2 以上の期間、保険料を納めている方（令和 8 年 3 月 31 日までに初診日がある傷病による障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納がない方）。
- ③ 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日、または 1 年 6 か月以内に症状が固定した場合はその固定した日）に国民年金法で定められている障害等級の 1 級または 2 級の状態の方。
- ④ 20 歳前に初診日がある場合については、20 歳に達したとき（障害認定日が 20 歳以後の場合は、その障害認定日）に国民年金法で定められている障害等級の 1 級または 2 級の状態の方（所得制限あり）。

※ その他、詳しい要件については、以下の問合せ先にご確認ください。

III 障害の程度の目安

等級	障害の程度
1 級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができない程度
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度

IV 年金支給額（令和 6 年 4 月 1 日現在）

原則請求した月の翌月分から支給対象です。

1 級：1,020,000 円 【1,017,125 円】

2 級： 816,000 円 【 813,700 円】

※ 【 】内は、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の額

※ 障害認定時に 18 歳未満（障害者は 20 歳未満）の子がいる場合は、1 人目、2 人目については 1 人につき 234,800 円、3 人目以降は 1 人につき 78,300 円が加算されます。

※ 年金は、2、4、6、8、10、12 月の 6 期にそれぞれ前月分までの分が支給されます。

V 問合せ先

- ① 初診日において、国民年金の第 1 号被保険者（自営業者・学生等）だった方および 20 歳前に初診日のある方は、お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当・支所区民センター保険年金担当

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

- ② 初診日において、国民年金の第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者など）だった方は、お住まいの区を管轄する年金事務所

お問合せ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

名称	電話番号
（年金相談に関する一般的なお問合せ） ねんきんダイヤル	0570-05-1165 （050 で始まる電話からは 03-6700-1165）
（来訪相談のご予約） 予約受付専用電話	0570-05-4890 （050 で始まる電話からは 03-6631-7521）

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎年金事務所	川崎区・幸区	210-8510	川崎区宮前町 12-17	044-233-0181
高津年金事務所	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-8567	高津区久本 1-3-2	044-888-0111

（2） 特別障害給付金

I どんな制度

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられない方への給付金です。

II 申請できる方 （①または②を満たす方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方）

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者年金（厚生年金・共済組合等）の加入者だった方の配偶者

III 年金支給額（令和6年4月1日現在）

1級：月額 55,350 円 2級：月額 44,280 円

- ※ 給付金の額は、毎年度物価の変動に応じ改定されます。
- ※ 所得により全額又は半額の支給停止となる場合があります。
- ※ 老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。
- ※ 給付金は、2、4、6、8、10、12月の6期にそれぞれ前月までの分が支給されます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(3) 障害厚生年金

I どんな制度

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の 1 級または 2 級に該当する状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が 2 級に該当しない軽い程度の障害のときは、3 級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から 5 年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

II 申請できる方

- ① 厚生年金に加入している間に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があること。
- ② 法令により定められた障害等級（1 級・2 級・3 級）による障害の状態にあること。
- ③ 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - 一 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - 二 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと。

※ その他、詳しい要件については、問合せ先にご確認ください。

III 障害の程度

等級	障害の程度
1 級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができない程度
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活はきわめて困難で、労働により収入を得ることができない程度
3 級	労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

IV 年金支給額（参考）

生年月日や配偶者の有無によって異なりますので、日本年金機構のホームページをご参照ください。

V 問合せ先

お問合せ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

名称	電話番号
（年金相談に関する一般的なお問合せ） ねんきんダイヤル	0570-05-1165 （050 で始まる電話からは 03-6700-1165）
（来訪相談のご予約） 予約受付専用電話	0570-05-4890 （050 で始まる電話からは 03-6631-7521）

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎年金事務所	川崎区・幸区	210-8510	川崎区宮前町 12-17	044-233-0181
高津年金事務所	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-8567	高津区久本 1-3-2	044-888-0111

(4) 国民年金保険料免除制度

I どんな制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定基準以下の場合や失業・罹災により納付が困難な場合に、申請して、承認されると、保険料の納付が全額または一部免除されます（申請免除制度）。

この他に 50 歳未満を対象とした「納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」による納付が猶予される制度があります。

また、1 級・2 級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出により納付が免除されます（法定免除）。

II 対象

以下のいずれかに該当する方

申請免除制度 納付猶予制度 学生納付特例制度	① 申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の方（※） ② 本年度、または前年度に失業、倒産、事業の廃止、天災、DV などにあつた方 ③ 障害者、寡婦またはひとり親であつて、前年の所得が定められた基準額以下の方 ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助（医療扶助など）を受けている方 ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受給されている方 ※ 「納付猶予制度」は、本人（50 歳未満）および配偶者それぞれの前年所得、 「学生納付特例制度」は、学生である本人の前年所得が基準額以下の場合です。
法定免除	① 障害基礎年金等の 2 級以上の障害の公的年金を受けている方 ② 生活保護法による生活扶助を受けている方

III 申請に必要な書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカードのうち、いずれか一つ

※ 生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明

※ 失業等による申請の場合は、雇用保険受給資格者証または離職票等

※ 学生納付特例の場合は、在学期間を確認できる学生証（コピーの場合は両面）

IV 申請について

申請は原則として毎年度必要です。申請をして承認されると、原則、当年 7 月分から翌年 6 月分まで免除（学生納付特例は 4 月分から翌年 3 月分までが猶予）されます。

全額免除、納付猶予の承認を受けた方で申請の際に継続を希望と明記された場合は、翌年度以降も申請があったものとみなされ、自動的に審査が受けられます。ただし、上記 II の②、③または⑤で承認を受けた方や一部納付の承認を受けた方は、翌年度以降申請が必要です。

V 参考情報

- ※ 申請月から2年1か月前まで遡った期間について免除を申請することができます。
- ※ 一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納付期限までに納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。
- ※ 保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで将来の年金額を増やすため、10年以内であればこれらの期間の保険料を後から納めることができます（追納）。ただし、令和3年度以前の保険料を納付する場合は、当時の保険料額に加算金を上乗せして納めます。
- ※ 法定免除の該当期間であっても、平成26年4月以降の期間については、納付申出をすることにより保険料の納付ができるようになりました。

VI 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P84 】

(5) 川崎市在宅重度重複障害者等手当

I どんな制度

在宅の重度重複障害者等に支給される手当です。

II 対象

基準日（支給年度の8月1日）時点で下記1～5の全ての要件を満たす方

1 障害要件	次の①または②にあてはまる方 ① 次の3つのうち2つ以上にあてはまる方 - 身体障害者手帳1級または2級を交付された方 - 療育手帳A1又はA2の判定を受けた方 ※ ただし、知能指数50以下や療育手帳B1の判定を受け、さらに身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方も療育手帳A2に相当します。（療育手帳記載の情報だけでは実際に療育手帳A2相当であることがわからない方もいらっしゃるかもしれません。） - 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 ② 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方（支給年度の8月分の認定を受けていること）
2 在住要件	基準日時点で、6か月以上、川崎市内に継続してお住まいの方
3 在宅要件	基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方 ※ 医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。
4 年齢要件	次のうち、1つでもあてはまる方 ① 65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 ② 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 ③ 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室等において知的障害者と判定された方 ④ 65歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※ 平成24年7月に市在宅重度重複障害者等手当(特例手当)を受給された方については、年齢による制限はありません。
5 所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方 ※ 基準となる額は20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。 【例】 令和5年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が0人の場合） ① 単身世帯 3,604,000円 ② 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000円

III 手当額および支給方法（令和6年4月1日現在）

支給額 年額 60,000円

年1回（12月）に指定された金融機関の預金口座に支払われます。

Ⅳ 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日を申請期間としていますので、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 平成 24 年度から新しい手当の基準に該当する方で、これまで手当を受給されていた方の場合でも、申請期間中に新たに申請手続きをしていただく必要があります。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

Ⅴ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】



(6) 神奈川県在宅重度障害者等手当

I どんな制度

在宅の重度障害者等に支給される手当です。

II 対象

基準日（支給年度の8月1日）時点で下記1～5の全ての要件を満たす方

1 障害要件	次の①または②にあてはまる方 ① 次の3つのうち2つ以上にあてはまる方 - 身体障害者手帳1級または2級を交付された方 - 療育手帳A1又はA2の判定を受けた方 ※ ただし、知能指数50以下や療育手帳B1の判定を受け、さらに身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方も療育手帳A2に相当します。（療育手帳記載の情報だけでは実際に療育手帳A2相当であることがわからない方もいらっしゃるかもしれません。） - 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 ② 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方（支給年度の8月分の認定を受けていること）
2 在住要件	基準日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方
3 在宅要件	基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方 ※ 医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。
4 年齢要件	次のうち、1つでもあてはまる方 ① 65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 ② 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 ③ 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室等において知的障害者と判定された方 ④ 65歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※ 平成21年度に県の手当を受給されている方については、年齢による制限はありません。
5 所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方 ※ 基準となる額は20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。 【例】 令和5年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が0人の場合） ① 単身世帯 3,604,000円 ② 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000円

III 手当額および支給方法（令和6年4月1日現在）

支給額 年額 60,000円

年1回（1月）に指定された金融機関の預金口座に支払われます。

Ⅳ 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日を申請期間としていますので、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

Ⅴ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】

(7) 特別児童扶養手当

Ⅰ どんな制度

精神、知的または身体障害等（内部障害を含む。）で、政令に定める程度以上の障害にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給します。

※ 政令に定める程度以上の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態または症状が固定した状態。

Ⅱ 対象

日本国内に住所があり、精神、知的または身体障害等（政令に定める程度以上の障害）にある児童を監護している、父、母または父母に代わってその児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。ただし、施設に入所している期間や本人などの前年度所得が一定の限度額以上の場合、該当する児童が重度の障害を理由に公的年金を受けることができる場合は、手当が受けられません。

※ 「監護」とは、対象児童の生活について種々配慮し、日常生活において対象児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

Ⅲ 手当額および支給方法（令和 6 年 4 月 1 日現在）

重度障害児：1 人につき月額 55,350 円 中度障害児：1 人につき月額 36,860 円

毎年 4・8・11 月の 3 回に分けて、指定した口座に支払われます。

Ⅳ 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。戸籍謄本、医師の診断書、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

Ⅴ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】

(8) 障害児福祉手当

I どんな制度

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に、手当を支給します。

II 対象

在宅の重度の障害児（20歳未満）で、日常生活に常時の介護を必要とする方で、次のいずれかに該当している方。ただし、施設に入所している方や障害年金等を受給している方、本人または扶養義務者等の所得が一定の額を超える方は、手当が受けられません。

身体	① 身体障害者手帳 1 級程度の障害を有する方 ② 身体障害者手帳 2 級の一部に該当する程度の障害を有する方 ※ 視力がそれぞれ 0.02 以下、聴覚障害（補聴器を用いても音声を識別できない方）、両上肢、両下肢の障害、体幹機能障害（座っていることができない方）
知的	おおむね IQ20 以下の方
その他	精神障害、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患等により上記と同等の障害を有する方

III 手当額および支給方法（令和6年4月1日現在）

月額 15,690 円

5 月、8 月、11 月、2 月に分けて指定された障害児本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】

(9) 特別障害者手当

I どんな制度

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に、手当を支給します。

II 対象

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方で、次のいずれかに該当している方。ただし、施設入所している方や病院、診療所に3か月を超えて入院している方、本人または扶養義務者等の所得が一定の額を超える方は、手当が受けられません。

＜日常生活において常時特別の介護を必要とする状態＞

① 重度の重複障害者

次の各号に重複する（2つ以上）障害を有する方

ア 身体障害者手帳1、2級程度の視覚障害を有するもの

イ 両耳の聴力が100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

エ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの

オ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

カ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

キ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

② 常時特別の介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害、およびこれと同程度の疾病を有する方で前表に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

III 手当額および支給方法（令和6年4月1日現在）

月額 28,840円

5月、8月、11月、2月に分けて指定された障害者本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】

(10) 福祉手当（経過措置）

I どんな制度

昭和 61 年度の障害基礎年金制度の創設に伴い、昭和 61 年 3 月 31 日現在、20 歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金、および特別障害者手当を受けていない方に、昭和 61 年度以降、支給要件に該当する間経過措置として福祉手当を支給します。なお、所得の制限があります。

※ 特別障害給付金の認定を受けた場合には、受給資格が喪失します。

※ 経過措置のため、新規の認定請求はできません。

II 対象

昭和 61 年 3 月 31 日現在、20 歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金、および特別障害者手当を受けていない方

III 手当額および支給方法（令和 6 年 4 月 1 日現在）

月額 15,690 円

5 月、8 月、11 月、2 月に分けて指定された障害者本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P84 】

(11) 児童扶養手当

I どんな制度

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

II 対象

日本国内に住所があって、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある方か、または 20 歳未満で、政令の定める程度の障害の状態にある方）を養育している父母または父母に代わって児童を養育している方。

<支給要件>

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

※ ただし、次のような場合は対象になりません。

児童が

- ・ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
- ・ 申請者でない父または母と生計を同じくしているとき（父または母が障害による受給の場合は除く）。
- ・ 父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき。
- ・ 日本国内に住所を有しないとき。

父または母もしくは養育者が

- ・ 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に限る）。
- ・ 日本国内に住所を有しないとき。

Ⅲ 手当額（月額）（令和6年4月現在）

扶養児童	全額支給の場合	一部支給の場合
1人	45,500円	月額45,490円から10,740円
2人	10,750円加算	月額10,740円から5,380円
3人以上	6,450円加算	月額6,440円から3,230円

※ 所得により一部が支給停止（減額）される場合があります

Ⅳ 一部支給停止措置

父または母である受給資格者に対する手当は、支給から5年を経過する等の要件に該当したとき、その2分の1が支給停止（減額）となります。

障害や疾病などで就労が困難な方などは、定められた期限までに必要な書類を提出していただければ一部支給停止措置が適用除外となります。

Ⅴ 児童扶養手当と公的年金等との併給

受給資格者および対象児童が「公的年金等」を受けられることができるとき（対象児童が父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときを含みます）、「公的年金等」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。

ただし、障害基礎年金等を受給している方は、令和3年3月分以降の児童扶養手当は、「障害年金の子の加算部分」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。

※ 「公的年金等」とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償などです。

Ⅵ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所児童家庭課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	【 P84 】

13 税金の控除や減免

(1) 所得税の障害者控除

I どんな制度

所得税の障害者控除が受けられます。

II 対象

本人、または同一生計配偶者や扶養親族が下表の障害者である場合。

なお、障害者であるかどうかは、原則その年の12月31日の現況で判定します。

III 内容

所得税の計算上、所得から差し引かれる金額として、下表の控除額を差し引くことができます。

なお、同一生計配偶者や扶養親族が下表の特別障害者で、同居している場合には、特別障害者の控除額は、75万円となります。

区分	障害者	特別障害者
範囲	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 イ 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者とされた方 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 エ 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方 キ いつも就床していて、複雑な介護を受けなければならない方 ク 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のア、イまたはエに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	ア 左のアのうち、重度の障害のある方 イ 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が1級の方 エ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級または2級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方 カ 左のカのうち、重度の障害のある方 キ 左のキのうち、重度の障害のある方 ク 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のア、イまたはエに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方
控除額	270,000 円	400,000 円

IV 手続き方法

確定申告書、または扶養控除等申告書に記載して申告してください。

V 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎南税務署	川崎区・幸区	210-8531	川崎区榎町 3-18	044-222-7531
川崎北税務署	中原区・高津区・宮前区	213-8503	高津区久本 2-4-3	044-852-3221
川崎西税務署	多摩区・麻生区	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14	044-965-4911

※ 給与所得者で、年末調整で控除を受ける場合は、職場の給与担当係等が窓口になります。

(2) 住民税（市民税・県民税）の障害者控除

I どんな制度

住民税の障害者控除が受けられます。

II 対象

所得税の障害者控除に準じます。

なお、障害者控除の対象であるかどうかは、前年の 12 月 31 日の現況で判断します。

III 内容

控除額は障害者 260,000 円、特別障害者 300,000 円です。

同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、同居している場合には、特別障害者控除の金額に 23 万円を加算した金額を控除することができます（障害者控除は、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者や 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます）。

なお、本人が障害者（1 月 1 日現在）で前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、住民税・森林環境税は非課税になります。

IV 窓口

① 各市税事務所市民税課市民税係・こすぎ市税分室市民税担当

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所	川崎区・幸区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 1 階	044-200-3882
こすぎ市税分室	中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245 中原区役所 3 階	044-744-3231
みぞのくち市税事務所	高津区・宮前区	213-8576	高津区下作延 2-7-60	044-820-6560
しんゆり市税事務所	多摩区・麻生区	215-8576	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 5 階	044-543-8958

② 住民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当者、またはかわさき市税事務所法人課税課へ

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所 法人課税課	全区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 4 階	044-200-2212

(3) 相続税の障害者控除

I どんな制度

障害者が相続や遺贈により財産を取得する場合、障害等級により一定の割合で控除を受けられます。

II 対象

85歳未満の法定相続人で、財産を取得したときに日本国内に住所がある方で、相続人本人が下表の障害者である場合

III 内容

障害者である相続人の相続税額の計算上、相続税額から控除する金額として、下表の控除額を差し引くことができます。

なお、控除額が障害者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

区分	障害者	特別障害者
範囲	ア 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者とされた方	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方または児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方
	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が2級または3級である方	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が1級の方
	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が3級から6級までの方	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級または2級の方
	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める第4項症から第6項症までの方	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方
	オ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	オ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方
	カ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	カ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、精神または身体に重度の障害がある方として、上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方
控除額	100,000 円 × (85 歳 - 相続人の年齢)	200,000 円 × (85 歳 - 相続人の年齢)

IV 手続き方法

相続税申告書に記載して申告してください。

V 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎南税務署	川崎区・幸区	210-8531	川崎区榎町 3-18	044-222-7531
川崎北税務署	中原区・高津区・宮前区	213-8503	高津区久本 2-4-3	044-852-3221
川崎西税務署	多摩区・麻生区	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14	044-965-4911

(4) 軽自動車税（種別割）の減免

I どんな制度

一定の障害のある方、または障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等（原動機付自転車、2 輪の小型自動車および小型特殊自動車を含みます。）で、当該障害者が運転する軽自動車等、または当該障害者と生計を一にする方、常時介護する方が当該障害者のために運転する軽自動車等 1 台に限り、軽自動車税（種別割）の減免を受けられます。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、精神通院に係る自立支援医療受給者証又は重度障害者医療証及び精神疾患の治療のために通院する医療機関の診察券を提示した場合

III 内容

減免対象となる軽自動車等は次のとおりです。

対象となる軽自動車等			減免額	備考
1	障害者が所有する軽自動車等	専ら当該障害者が運転するもの	全額免除	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります
		障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		
2	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が有する軽自動車等	障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの		
3	障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車等	専ら当該障害者が運転するもの		上記の軽自動車等以外のものに限りま す
		障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		
4	構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる軽自動車等 ※ 自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」と表示されているもの			

※ なお、生計を一にする方とは、原則として障害者と同居している方、障害者と扶養関係にある方をいいます。

IV 手続き方法

軽自動車税（種別割）の納期限の5月末日（末日が土日の場合は翌開庁日）までにお近くの市税事務所市民税課管理係（市税分室管理担当）の窓口で申請してください。

※ 区役所では手続きできません。

V 手続き書類

対象となる軽自動車等	減免申請に必要な書類等 ※ 詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。
1～3	① 軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります） ② 精神障害者保健福祉手帳 ③ 自立支援医療受給者証又は重度障害者医療証及び精神疾患の治療のために通院する医療機関の診察券 ④ 運転免許証 ⑤ 軽自動車税（種別割）納税通知書 ⑥ （必要な方のみ）同一生計、または常時介護についての確認書類
4	① 軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります） ② 軽自動車税（種別割）納税通知書 ③ 自動車検査証（写しでも可）

VI 問合せ先

各市税事務所市民税課管理係・こすぎ市税分室管理担当

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所	川崎区・幸区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 2 階	044-200-3963
こすぎ市税分室	中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245 中原区役所 3 階	044-744-3222
みそのくち市税事務所	高津区・宮前区	213-8576	高津区下作延 2-7-60	044-820-6559
しんゆり市税事務所	多摩区・麻生区	215-8576	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 5 階	044-543-8957



(5) 自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）の減免

I どんな制度

障害者、または障害者と生計を一にする者が所有し、通院や通学などの日常生活で、障害者のために専ら使用する自動車（障害者 1 人につき 1 台に限ります。他にも一定の要件があります。）に対する自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）を減免する制度です。

※ 個人名義の自家用車に限ります。

※ 軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、賦課徴収および減免事務については、当分の間、主たる定置場所在の都道府県が行います。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

III 内容

減免の対象となる自家用車は次のとおりです。

対象となる自動車（軽自動車）			減免額	備考
1	障害者が所有（取得）するもの	専ら当該障害者が運転するもの	全額免除 ※限度額あり	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります
		障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		
2	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が所有（取得）するもの	障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの		
3	障害者と生計を一にする方が所有（取得）するもの	専ら当該障害者が運転するもの		
		障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		

IV 限度額について

種別	限度額
自動車税（軽自動車税） 環境性能割	課税標準額で 300 万円を限度として減免します（税率が 3% の場合、限度額 9 万円）。課税標準額が 300 万円を超える場合は、その超えた部分の額に対する税額を納付していただきます。
自動車税（種別割）	年税額で 45,400 円を限度とします。

V 手続き方法

お近くの県税事務所または駐在事務所窓口で、次の期限までに申請してください。

① すでに自動車をお持ちの方は自動車税（種別割）の納期限（5 月末日）

② 新たに自動車を取得した方は取得（登録）の日から 1 か月以内に手続きが必要です。

※ 自動車税（種別割）について上記の期限を過ぎて申請書を提出した場合は、申請の日の翌月分からの自動車税（種別割）が月割で減免されます。

Ⅵ 手続き書類

- ① 減免申請書
- ② 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）減免申請内容確認書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 運転免許証
- ⑤ 自動車検査証
- ⑥ 自動車の所有者（納税義務者）と、運転者および障害者が生計を一にしていることが確認できる書類（別居の場合）、または常時介護についての確認書類

障害者の住所地から概ね半径 2 キロメートル以内に居住する障害者の親族については、親族であることが確認できる書類（戸籍謄本等）をもって生計を一にしていることが確認できる書類とすることができます。（半径 2 キロメートルを超えて居住している場合は、扶養していることなどを確認できる証明書類（障害者を扶養控除の対象としている所得税確定申告書の控えの写し等）が必要です。）

※ ご用意いただいた書類で申請内容が確認できない場合は、別の書類を提出（提示）していただく場合がありますので、詳しくは問合せ先までご連絡ください。

Ⅶ 届出書の提出について

減免の承認後、障害者と生計を一にしなくなった場合や、自動車を障害者のために専ら使用しなくなった場合、施設入所された場合等、申請書の記載内容に変更が生じた場合は申請窓口への届出が必要です。

Ⅷ 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話
自動車税管理事務所川崎駐在事務所	210-0826	川崎区塩浜 3-24-2	044-276-0331
川崎県税事務所	210-8562	川崎区東田町 8 バレール三井ビルディング 20 階	044-233-7351
高津県税事務所	213-8515	高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 2 階	044-833-1231

14 貯金の優遇や貸付など

(1) 少額預金等利子非課税制度

I どんな制度

金融機関で必要な手続きを行うと、預貯金（郵便局、銀行等）の利子および国債の利子が、それぞれ元本、または額面 350 万円まで非課税になります。

II 対象

以下のいずれかの要件が対象となります。

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 障害基礎年金等を受給している方
- ③ 特別障害者手当等を受給している方 等

III 窓口

預入している郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行、銀行等の金融機関

(2) ニュー福祉定期貯金

I どんな商品

年金証書または受給者証明書等を窓口に提示することにより、一般の定期貯金（預入期間 1 年）の金利より優遇した金利が適用されます（預入限度額は 1 人 300 万円まで）。

※ 最新の金利については、窓口でご確認ください。

II 対象

- ① 障害基礎年金、障害厚生年金および遺族年金などを受給している方
- ② 特別児童扶養手当や特別障害者手当などを受給している方 等

III 窓口

全国の郵便局の貯金窓口・ゆうちょ銀行

※ 他の金融機関につきましては、これに準じて取り扱っている場合もありますので、直接各金融機関の窓口でご確認ください。

(3) 生活福祉資金（福祉資金）

I どんな制度

低所得世帯や高齢者・障害者世帯など一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を図ることを目的としています。資金の種類には、生業を営むための経費、技能習得に必要な経費、福祉用具や身体障害者自動車を購入するために必要な経費、医療サービスや介護サービスに必要な経費、災害を受けたことによる臨時的な経費、冠婚葬祭や住居の移転等に必要な経費など、生活上一時的に必要な経費などがあります。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等が属する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯（「個人」ではなく「世帯」への貸付です）。

III 内容

- ① 資金の貸付は、福祉費と緊急的かつ一時的に生活困難に対応する緊急小口資金があります。
- ② 各資金にはそれぞれに貸付の条件・基準があります。
- ③ 資金を借りる際、世帯状況を把握するため、原則として担当地区民生委員による面接が行われます。また、貸付から返済完了の過程で、民生委員が支援を行います。
- ④ 他に資金を用意する手立てがある場合はそちらを優先していただきます。また、すでに支払いが終わっている経費や、購入等の契約が済んでいる経費は貸付対象になりませんのでご注意ください（葬儀費用は除きます）。
- ⑤ 原則として連帯保証人が必要です（緊急小口資金を除く）が、連帯保証人が立てられなくてもお申し込みいただけますので、窓口でご相談ください。
- ⑥ 連帯保証人がいる場合は無利子ですが、連帯保証人がいない場合、貸付利率は 1.5%となります。

IV 手続きについて

窓口へ申込み後、貸付審査で決定を受け資金が交付されるまで 1 か月以上かかることもあります。

V 問合せ先

※詳細については、お住まいの区の社会福祉協議会へお問合せください。

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
川崎市社会福祉協議会	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター内	電話：044-739-8710 FAX：044-739-8737
川崎市社会福祉協議会	210-0011	川崎市富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階 福祉パルかわさき内	電話：044-246-5500 FAX：044-211-8741
幸区社会福祉協議会	212-0023	幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	電話：044-556-5500 FAX：044-556-5577
中原区社会福祉協議会	211-0067	中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階 福祉パルなかはら内	電話：044-722-5500 FAX：044-711-1260
高津区社会福祉協議会	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 福祉パルたかつ内	電話：044-812-5500 FAX：044-812-3549
宮前区社会福祉協議会	216-0033	宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4 階 福祉パルみやまえ内	電話：044-856-5500 FAX：044-852-4955

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
多摩区社会福祉協議会	214-0014	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内	電話：044-935-5500 FAX：044-911-8119
麻生区社会福祉協議会	215-0004	麻生区万福寺 1-2-2 新百合21ビル 1階 福祉パルあさお内	電話：044-952-5500 FAX：044-952-1424



15 資料

(1) 区役所相談窓口

※ 大師・田島は令和7年1月1日、川崎区役所に一元化されます。

地区	担当部署	担当係等	電話番号	FAX 番号	郵便 番号	住所
川崎区	高齢・障害課	精神保健係	044-201-3213	044-201-3291	210- 8570	川崎区 東田町 8
		障害者支援係	044-201-3215			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-201-3151	044-201-3290		
		後期・介護・医療費助成担当	044-201-3277			
		国民年金担当	044-201-3155			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-201-3219	044-201-3293		
大師	地区健康福祉 ステーション	高齢・障害担当 （身体・知的）	044-271-0162	044-271-0128	210- 0812	川崎区 東門前 2-1-1
		児童家庭サービス担当	044-271-0150			
	支所区民 センター	保険年金担当（保険）	044-271-0159	044-271-0125		
		保険年金担当（年金）	044-271-0158			
田島	地区健康福祉 ステーション	高齢・障害担当 （身体・知的）	044-322-1986	044-322-1994	210- 0852	川崎区 鋼管通 2-3-7
		児童家庭サービス担当	044-322-1999			
	支所区民 センター	保険年金担当（保険）	044-322-1987	044-322-1992		
		保険年金担当（年金）	044-322-1988			
幸区	高齢・障害課	精神保健係	044-556-6695	044-555-3192	212- 8570	幸区 戸手本町 1-11-1
		障害者支援係	044-556-6654			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-556-6620	044-555-3149		
		後期・介護・医療費助成担当	044-556-6721			
		国民年金担当	044-556-6621			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-556-6688	044-555-1336		
中原区	高齢・障害課	精神保健係	044-744-3297	044-744-3345	211- 8570	中原区 小杉町 3-245
		障害者支援係	044-744-3382			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-744-3201	044-744-3341		
		後期・介護・医療費助成担当	044-744-3204			
		国民年金担当	044-744-3206			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-744-3197	044-744-3196		

地区	担当部署	担当係等	電話番号	FAX 番号	郵便 番号	住所
高津区	高齢・障害課	精神保健係	044-861-3309	044-861-3249	213- 8570	高津区 下作延 2-8-1
		障害者支援係	044-861-3252			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-861-3174	044-861-3355		
		後期・介護・医療費助成担当	044-861-3175			
		国民年金担当	044-861-3176			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-861-3250	044-861-3351		
宮前区	高齢・障害課	精神保健係	044-856-3262	044-856-3163	216- 8570	宮前区 宮前平 2-20-5
		障害者支援係	044-856-3304			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-856-3156	044-856-3196		
		後期・介護・医療費助成担当	044-856-3159			
		国民年金担当	044-856-3154			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-856-3258	044-856-3237		
多摩区	高齢・障害課	精神保健係	044-935-3324	044-935-3396	214- 8570	多摩区 登戸 1775-1
		障害者支援係	044-935-3302			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-935-3164	044-935-3392		
		後期・介護・医療費助成担当	044-935-3161			
		国民年金担当	044-935-3165			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-935-3297	044-935-3119		
麻生区	高齢・障害課	精神保健係	044-965-5259	044-965-5206	215- 8570	麻生区 万福寺 1-5-1
		障害者支援係	044-965-5159			
	保険年金課	国民健康保険担当	044-965-5189	044-965-5202		
		後期・介護・医療費助成担当	044-965-5188			
		国民年金担当	044-965-5153			
	児童家庭課	児童家庭サービス係	044-965-5158	044-965-5206		

(2) 障害者相談支援センター

地域相談支援センター

障害種別、年齢、福祉サービスの利用などに関わらない総合相談を行います

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	担当地区（50音順）
川崎区	ふじみ	210-0834	川崎区大島 1-8-6	電話：233-9949 FAX：246-0941	池上新町、伊勢町、大島、大島上町、川中島、観音、大師駅前、大師公園、台町、中島、藤崎、富士見2丁目、四谷上町、四谷下町
	いっしょ	210-0848	川崎区京町 1-8-10 リアルピア京町101	電話：201-6952 FAX：271-5776	浅田、池田、大川町、小川町、小田2～7丁目、貝塚、京町、下並木、白石町、田辺新田、堤根、日進町、南町、元木
	かわさき Life	210-0013	川崎区新川通 5-11 金子ビル701	電話：201-7286 FAX：201-7266	旭町、砂子、駅前本町、榎町、小田1丁目、小田栄、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
	さらん	210-0833	川崎区桜本 1-9-9	電話：270-2250 FAX：266-0030	浅野町、池上町、浮島町、江川、追分町、扇島、扇町、鋼管通、小島町、桜本、塩浜、昭和、田町、大師河原、大師町、大師本町、田島町、千鳥町、出来野、殿町、中瀬、浜町、東扇島、東門前、日ノ出、水江町、南渡田町、夜光
幸区	ラルゴ	212-0057	幸区北加瀬 2-11-17	電話：599-6075 FAX：599-6076	小倉（小倉1-1以外）、鹿島田、北加瀬、下平間、新塚越、古川町、南加瀬、矢上
	あんさんぶる	212-0004	幸区小向西町 4-61-101	電話：223-8290 FAX：223-8432	河原町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、戸手、東古市場、古市場
	つかごし	212-0024	幸区塚越 3-427 塚越ハイツ1階	電話：400-2050 FAX：400-2050	遠藤町、大宮町、小倉1-1、紺屋町、幸町、新小倉、新川崎、神明町、塚越、戸手本町、中幸町、東小倉、堀川町、南幸町、都町、柳町

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	担当地区（５０音順）
中原区	すまいる	211-0015	中原区北谷町１２ グレースピアヤワタ １０２	電話：201-1280 FAX：201-1280	上平間、上丸子、上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、北谷町、下沼部、田尻町、等々力、中丸子、丸子通、宮内
	もとすみ	211-0025	中原区木月 ２－１８－６ メゾン住吉２０３	電話：863-6251 FAX：863-6744	井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、大倉町、荻宿、木月、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、西加瀬
	ワルツ	211-0053	中原区上小田中 ６－４２－１２ コーポ紙屋２０２	電話：819-6657 FAX：819-6658	上小田中、上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町
	みんなの	211-0064	中原区今井南町 8-5 アイテック武蔵小杉 101	電話：281-7118 FAX：281-3616	市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、新丸子東、新丸子町
高津区	ほあり	213-0022	高津区千年９２４ 小川ビル１０１	電話：789-8421 FAX：789-8422	明津、蟹ヶ谷、北野川、子母口、子母口富士見台、千年、千年新町、東野川、久末
	まいうえい	213-0033	高津区下作延 ６－４－３	電話：400-7224 FAX：833-5887	宇奈根、梶ヶ谷、上作延、久地、下作延、新作、末長、向ヶ丘
	すいせん	213-0001	高津区溝口 ２－１７－８ ハイメルハウゼⅡ １０１	電話：299-9167 FAX：299-9168	北見方、坂戸、下野毛、諏訪、瀬田、久本、二子、溝口
宮前区	ポポラス	216-0033	宮前区宮崎 ２－１３－３５ モア宮崎１０１	電話：870-5236 FAX：870-5237	犬蔵、けやき平、小台、鷺沼、神木、土橋、南平台、馬絹、宮崎、宮前平
	れもん	216-0031	宮前区神木本町 ５－１－４ エスプランサ宮前 ２０３	電話：740-9043 FAX：740-9143	五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、初山、水沢
	シリウス	216-0004	宮前区鷺沼 １－２－１ 安藤マンション４０３	電話：920-9105 FAX：920-9106	有馬、梶ヶ谷、西野川、野川台、野川本町、東有馬、南野川

地区	名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	担当地区（５０音順）
多摩区	いろはにこ んべいとう	214-0012	多摩区中野島 4-19-14 プリメーラSS101	電話：299-6510 FAX：299-7985	生田１～３丁目、和泉、菅、菅稲田 堤、菅北浦、菅城下、菅野戸呂、菅 馬場１・２丁目、中野島、布田
	ドルチェ	214-0021	多摩区宿河原 3-4-7-201	電話：819-4510 FAX：819-4511	生田４～８丁目、宿河原、菅仙谷、 菅馬場３・４丁目、堰、寺尾台、長 尾、登戸、登戸新町、枡形１～４丁 目
	アベク	214-0035	多摩区長沢 1-19-1-101	電話：948-9890 FAX：948-9892	栗谷、長沢、西生田、東生田、東三 田、枡形５～７丁目、三田、南生田
麻生区	柿生	215-0025	麻生区五力田 2-20-10	電話：987-1794 FAX：987-1510	岡上、片平、金程、栗木、栗木台、 栗平、黒川、五力田、白鳥、はるひ 野、古沢、細山、南黒川、向原
	ひまわり	215-0011	麻生区百合丘 1-20-7 白井ビル２階	電話：322-9591 FAX：322-9592	王禅寺、王禅寺西１～４丁目、王禅 寺東、上麻生１～４丁目、下麻生、 下麻生２～３丁目、高石４～６丁 目、虹ヶ丘、早野、東百合丘、百合 丘
	それいゆ	215-0004	麻生区万福寺 1-1-1 新百合ヶ丘シティビル 304	電話：969-7447 FAX：951-0071	王禅寺西５～８丁目、上麻生、上麻 生５～７丁目、下麻生１丁目、高石 １～３丁目、多摩美、千代ヶ丘、白 山、万福寺

基幹相談支援センター

地域の相談支援機関への後方支援、広域調整、地域移行の取組等を行います

名称	郵便番号	住所	電話・FAX 番号	担当区
川崎市南部	210-0834	川崎区大島１－４－８ イーストブルー１０１	電話：044-222-8281 FAX：044-589-5620	川崎区、幸区
川崎市中部	213-0012	高津区坂戸３－２－１ かながわサイエンスパーク 西棟４０８－Ａ	電話：044-328-5466 FAX：044-328-5467	中原区、高津区、宮 前区
川崎市北部	215-0004	麻生区万福寺２－４－７ アノンテラス新百合ヶ丘１０ ２	電話：044-299-8895 FAX：044-299-8896	多摩区、麻生区

(3) 児童相談所

名称	担当区	郵便番号	住所	電話・FAX 番号
南部児童相談所	川崎区・幸区・中原区	210-0024	幸区鹿島田 1-21-9	電話：044-542-1234 FAX：044-542-1505
中部児童相談所	高津区・宮前区	213-0013	高津区末長 1-3-9	電話：044-877-8111 FAX：044-877-8733
北部児童相談所	多摩区・麻生区	214-0038	多摩区生田 7-16-2	電話：044-931-4300 FAX：044-931-4505

(4) 救護施設（生活保護法に基づく保護施設）

名称	郵便番号	住所	電話番号
ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	210-0832	川崎区池上新町 3-1-8	044-287-2235

(5) 当事者団体・家族会等の主な精神保健関連団体

名称		問合せ先
特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会		高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内 電話：044-813-4555
特定非営利活動法人 高次脳機能障害友の 会ナナ	神奈川リハビリテーション病院内 協働事業室	電話：046-249-2020 メール： npo-nana@amber.plala.or.jp
	川崎地区会連絡先	八巻 至 電話：044-411-2905
川崎市高次脳機能障害の集いローズマリー		矢野 久喜 メール： koujinou.kawasaki@gmail.com
川崎市高次脳機能障害の子どもを持つ家族の会 エルダーフラワー		下地 路子 メール： elderflowerhb@gmail.com
川崎断酒新生会		山谷 秀一 電話：090-4009-1718 FAX：044-751-6108
川崎断酒新生会 つばき家族会		相澤 八千代 メール： aizawayachiyo@yahoo.co.jp 電話：090-6106-3900
パトリス家族会		
川崎兄弟姉妹の会		森 幹夫 メール： olivegreen220606@gmail.com

精神保健福祉制度の手引き　－第 1 2 版－

令和 6 年 3 月発行

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話　044-200-3608